

# 平成 16 年度環境省政策評価書（事後評価）（案）

## 概 要 版

平成 17 年 6 月

環境省

環境への負荷が少ない循環と共生を基調とする経済社会システムの実現

| 施策名             |     | 達成すべき目標<br>(下位目標) | 指標   | 実績値<br>(測定年度)  | 目標値<br>(目標年度)   | 達成状況                            | 評価結果   |  |                        |
|-----------------|-----|-------------------|--|--|---|---------------------------------|--|--|------------------------|
| 1<br>地球規模の環境の保全 | (1) | 地球温暖化対策           | 2008年から2012年の温室効果ガスを基準年(1990年、代替フロン等3ガスについては1995年)比6%削減(京都議定書の削減約束)する。 | 温室効果ガスの総排出量<br>(百万トン(CO <sub>2</sub> 換算))  | 1,339<br>(H15年度)  | 1,163<br>(2008年～2012年)<br>(暫定値) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガスの排出量は、2003年度で基準年比8.3%増加しており、我が国における京都議定書の6%削減約束と比較すると、基準年総排出量の約14.3%分の開きがある。</li> <li>・平成17年4月に閣議決定された京都議定書目標達成計画では、温室効果ガス排出削減対策に加え、温室効果ガス吸収源対策、京都メカニズムの活用により6%削減約束の達成を図ることとしている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計による予算を活用し、エネルギー起源二酸化炭素に関する対策を実施。</li> <li>・都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定や地球温暖化防止活動推進員の委嘱を促進。</li> <li>・非エネルギー起源二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素の排出抑制対策や代替フロン等3ガスの排出抑制対策、京都メカニズムの活用に向けた体制整備等、大綱に基づく対策を総合的に推進。</li> <li>・政府全体の地球温暖化対策については、中央環境審議会地球環境部会において、平成17年3月、「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえた新たな地球温暖化対策の方向性について(第2次答申)」を取りまとめ。</li> <li>・関係各審議会の答申を踏まえ、平成17年4月、「地球温暖化対策推進法」に基づく京都議定書目標達成計画が閣議決定。</li> <li>・IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の良好手法指針に則し、森林・緑地等における吸収量の報告・検証体制確立に向け検討を行い、森林吸収量1,300万炭素トン(約3.9%)確保の目標達成に向け、進展。</li> </ul> |                        |
|                 |     |                   | (下位目標1)  | 2008年から2012年のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、1990年比で基準年総排出量の2%相当分削減する。   | エネルギー起源二酸化炭素排出量<br>(百万トン(CO <sub>2</sub> 換算))               | 1,188<br>(H15年度)                |  |  | 1,024<br>(2008年～2012年) |
|                 |     |                   | (下位目標2)  | 2008年から2012年の非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を、1990年度比で基準年総排出量の0.5%相当分削減する。                             | 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量<br>(百万トン(CO <sub>2</sub> 換算)) | 125<br>(H15年度)                  |  |  | 133<br>(2008年～2012年)   |
|                 |     |                   | (下位目標3)  | 2008年から2012年の代替フロン等3ガスの排出量を、1995年比で基準年総排出量の2%相当分程度の増加に抑制する。  | 代替フロン等3ガスの排出量<br>(百万トン(CO <sub>2</sub> 換算))                 | 25.8<br>(H15年度)                 |  |  | 74.5<br>(2008年～2012年)  |
|                 |     |                   | (下位目標4)  | 2005年中までに全都道府県に都道府県地球温暖化防止活動推進センターを設置する。   | 都道府県地球温暖化防止活動推進センターの設置数                                     | 36<br>(H16年度)                   |  |  | 47<br>(2005年)          |
|                 |     |                   | (下位目標5)  | 2005年以内に地球温暖化防止活動推進員の登録者数を4,000名程度とする。   | 地球温暖化防止推進員委嘱者数<br>(名)                                       | 3,130<br>(H16年度)                |  |  | 4,000<br>(2005年)       |
|                 |     |                   | (下位目標6)  | 我が国における京都メカニズム(CDM・JI・排出量取引)活用のための体制整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速する。 | -   | -                               |  |  | -                      |
|                 |     |                   | (下位目標7)  | 京都議定書の削減約束達成に向けて、関係各国との情報交換を密に行い、国際協力及び経験交流に努める。   | -   | -                               |  |  | -                      |
|                 |     |                   | (下位目標8)  | 京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、地球温暖化対策推進大綱に記載されている目標である1,300万炭素トン(3.9%)を確保する。                          | -   | -                               |  |  | -                      |

注:目標・指標については、数値が大きいほうが良いもの(例:環境基準達成率、リサイクル量等)と小さいほうが良いもの(例:温室効果ガスの総排出量、不法投棄件数等)がある。

| 施策名                     |          | 達成すべき目標<br>(下位目標)         | 指標  | 実績値<br>(測定年度)                                | 目標値<br>(目標年度)  | 達成状況               | 評価結果   |  |                                     |
|-------------------------|----------|---------------------------|---|--|--|--------------------|--|--|-------------------------------------|
| 1<br>地球規模<br>の環境<br>の保全 | (2)      | オゾン層<br>保護対策              | オゾン層の状況等の監視を行うとともにオゾン層破壊物質の大気中への放出を抑制し、オゾン層の保護・回復を図る。   | (参考指標) 南極のオゾンホール<br>の面積 (万 km <sup>2</sup> ) | 2,423<br>(H16 年度)                                      | -                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内 2 地点におけるオゾン層破壊物質及びハイドロフルオロカーボン (HFC) の大気中濃度、オゾン全量を測定し、平成 15 年度までの観測結果等について評価。</li> <li>・フロン回収破壊法の周知・徹底を引き続き推進。</li> <li>・大気中におけるクロロフルオロカーボン (CFC) 濃度はほぼ横ばい又は減少。</li> <li>・ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) 及びハロンの大気中濃度は増加の傾向。</li> <li>・我が国、特に札幌上空のオゾン全量は減少傾向。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・オゾン層破壊物質の生産・消費の規制及び回収・破壊等の推進を通じた総合的な対策は有効。</li> <li>・CFC 等のオゾン層破壊物質については既に大気中濃度が低下している。一方、オゾン全量の減少は継続しており、HCFC やハロンの大気中濃度は増加傾向にあることから、引き続き、オゾン層保護対策を継続・強化することが必要。</li> <li>・フロン回収破壊法の施行により、フロン類の回収が進展したものの、未回収となっているフロン類が約 7 割に上ると見込まれるため、対策の強化が必要。</li> </ul> |                                     |
|                         |          |                           | (下位目標 1)  | オゾン層等の状況を把握し、その結果を取りまとめ、広く情報発信する。            | -  | -                  |  |  | -                                   |
|                         |          |                           | (下位目標 2)  | オゾン層破壊物質の排出抑制・使用合理化を進める。                     | H C F C (ハイドロフルオロカーボン)<br>消費量 ( O D P トン )             | 2,810<br>(H15 年度)  |  |  | 3,615<br>(H16 年度)<br>全廃<br>(H32 年度) |
|                         |          |                           | (下位目標 3)  | 機器等の廃棄時におけるフロン類の適切な回収・破壊の実施の確保を図る。           | (参考指標) P R T R によるオゾン層破壊物質の排出量の O D P 換算値 ( O D P トン ) | 12,521<br>(H15 年度) |  |  | -                                   |
|                         |          |                           | (下位目標 4)  | 機器等の廃棄時におけるフロン類の適切な回収・破壊の実施の確保を図る。           | 業務用冷凍空調機器からのフロン類回収率                                    | 約 28%<br>(H15 年)   |  |  | 60%<br>(H20 - 24 年)                 |
|                         | (下位目標 4) | モンリオール議定書遵守のため、国際協力を推進する。 | -   | -  | -  |                    |  |  |                                     |
|                         | (3)      | 酸性雨・<br>黄砂対策              | 東アジア地域を中心に、国際的な連携の下でのモニタリング、調査研究等の国際協力を進め、酸性雨による環境影響を防止する。また、黄砂による環境影響を把握するためのモニタリングを国際プロジェクトと協働しつつ進める。 | -  | -  | -                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・EANET (東アジア酸性雨モニタリングネットワーク) 活動の推進と基盤強化。</li> <li>・長期モニタリング計画に基づく国内モニタリングの着実な実施。</li> <li>・EANET の技術的能力向上のための国際協力を促進。</li> <li>・東アジア地域における酸性雨対策に向けた調査研究を実施。</li> <li>・黄砂モニタリングネットワーク確立のため、レーザーを用いた観測機器 (ライダー) の設置を進めるとともに、国内でのサンプリングを実施。</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・酸性雨による環境影響を防止するための取組については、EANET の活動の推進等、各種施策を着実に推進。</li> <li>・黄砂に関しては、ADB (アジア開発銀行) -GEF (地球環境ファシリティ) 黄砂対策プロジェクトを核として、モニタリングネットワークの構築等を着実に推進。</li> </ul>   |                                     |
|                         |          |                           | (下位目標 1)  | 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET) の活動を推進する。        | EANET モニタリング<br>(酸性沈着) 地点数                             | 44<br>(H16 年度)     |  |  | 45<br>(H18 年度)                      |
|                         |          |                           | (下位目標 2)  | 酸性雨による環境影響を把握するための国内モニタリングによるデータを取得する。       | 酸性雨国内モニタリング地点数<br>(地点)                                 | 31<br>(H16 年度)     |  |  | 31<br>(H19 年度)                      |
|                         |          |                           | (下位目標 3)  | 酸性雨に関する国際協力を推進する。                            | EANET 分析精度管理目標達成率<br>(%)                               | -<br>(H16 年度)      |  |  | 100                                 |

| 施策名                     |     | 達成すべき目標<br>(下位目標) |   | 指標  | 実績値<br>(測定年度)               | 目標値<br>(目標年度) | 達成状況          | 評価結果   |  |
|-------------------------|-----|-------------------|---|---|-----------------------------|---------------|---------------|--|--|
| 1<br>地球規模<br>の環境<br>の保全 | (4) | 海洋環境の<br>保全       | 国際的な連携の下で、油や有害液体物質、廃棄物等による海洋汚染防止対策を推進するとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備を図る。 |   | -                           | -             | -             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・未査定液体物質の審査、廃棄物規制の強化、緊急時対応のための地方自治体職員等への訓練研修等の実施。</li> <li>・ロンドン条約 96 年議定書締結のため、陸上処分体制の確立に向けた検討の実施及び国内法制度の整備を進め、海洋汚染防止法の改正法案を国会に提出し、可決成立。</li> <li>・「北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP)」に関し、CEARAC (NOWPAP プロジェクトの実施を推進する地域活動センターの一つ)の活動等に積極的に参加。</li> <li>・リモートセンシングによるモニタリングを行うため、富山県に設置している施設の充実を図り、モニタリングを運用。</li> <li>・国連環境計画により、油流出緊急時活動の総合調整を行う地域調整ユニットを富山県に設置。</li> <li>・海洋環境モニタリングの継続的实施。</li> <li>・漂流・漂着ゴミに関する関係省庁連絡会により、省庁間で情報を交換し、削減に向けた方策の検討のための情報を収集整理。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種の規制措置により、海洋汚染の未然防止が図られてきている。</li> <li>・新たな条約の発効等に伴う規制強化への対応や、継続的な監視、国際協力への貢献等の観点から、引き続き各種施策を講じることが必要。</li> </ul> |
|                         |     |                   | (下位目標1)   | 条約等の規定に基づき我が国の国内制度を整備し、船舶からの廃棄物の海洋投入処分にかかる規制を推進する。    | 陸上で発生した廃棄物の<br>海洋投入処分量(万トン) | 378<br>(H16年) | 284<br>(H19年) |  |  |
|                         |     |                   | (下位目標2)   | 条約等に基づき我が国の国内制度を整備し、船舶からの油、有害液体物質等、廃棄物の排出にかかる規制を推進する。 | -                           | -             | -             |  |  |
|                         |     |                   | (下位目標3)   | 油流出事故の発生時における適切な対応体制の整備を推進する。                         | -                           | -             | -             |  |  |
|                         |     |                   | (下位目標4)   | 国連環境計画が推進する北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP)に基づく取組を推進する。          | -                           | -             | -             |  |  |

| 施策名          |                |         | 達成すべき目標<br>(下位目標)                | 指標   | 実績値<br>(測定年度)                     | 目標値<br>(目標年度) | 達成状況            | 評価結果  |  |     |
|--------------|----------------|---------|----------------------------------|--|-----------------------------------|---------------|-----------------|---|--|-----|
| 2<br>大気環境の保全 | (1-1)          | 固定発生源対策 | 環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護する。 | 以下の下位目標1及び下位目標2の指標を、目標値として掲げている                        |                                   |               |                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一酸化炭素については全ての測定局において環境基準を達成。二酸化いおうについてもほとんど全ての測定局で環境基準を達成。</li> <li>・浮遊粒子状物質の環境基準達成率は平成14年度と比較して改善(平成14年度は気象条件や黄砂の影響により非達成となった測定局が多かったことによる)。</li> <li>・二酸化窒素の環境基準達成率は近年比較的高い状況が継続。</li> <li>・光化学オキシダントの環境基準達成率は依然として低い。</li> <li>・ベンゼンについては平成15年度において、7.8%の地点で環境基準値を超過しているものの、全般的には改善傾向。</li> <li>・トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては、すべての地点において環境基準を達成している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基準の達成状況からみて、国による排出規制及び常時監視等の枠組みの整備、自治体による適切な法の施行等の取組、及び事業者の自主的な取組は有効に機能。</li> <li>・浮遊粒子状物質・光化学オキシダントによる大気汚染を改善するため、原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)について、工場等の固定発生源からのVOCの規制措置等を講じるため、「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が第159回国会で成立。</li> <li>・平成18年春に改正法施行の予定。</li> </ul> |     |
|              |                |         | (下位目標1)                          | 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準の達成率を向上させる。 | 全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%) | 二酸化いおう        | 99.7<br>(H15年度) |   |  | 100 |
|              |                |         |                                  |  |                                   | 一酸化炭素         | 100<br>(H15年度)  |   |  | 100 |
|              |                |         |                                  |  |                                   | 浮遊粒子状物質       | 92.8<br>(H15年度) |   |  | 100 |
|              |                |         |                                  |  |                                   | 二酸化窒素         | 99.9<br>(H15年度) |   |  | 100 |
|              |                |         |                                  |  |                                   | 光化学オキシダント     | 0.1<br>(H15年度)  |   |  | 100 |
|              |                |         | (下位目標2)                          | 有害大気汚染物質に係る環境基準等を達成する。                                 | 有害大気汚染物質に係る環境基準達成率(%)             | ベンゼン          | 92.2<br>(H15年度) |   |  | 100 |
|              |                |         |                                  |  |                                   | トリクロロエチレン     | 100<br>(H15年度)  |   |  | 100 |
|              |                |         |                                  |  |                                   | テトラクロロエチレン    | 100<br>(H15年度)  |   |  | 100 |
|              |                |         |                                  |  |                                   | ジクロロメタン       | 100<br>(H15年度)  |   |  | 100 |
|              |                |         |                                  |  | 有害大気汚染物質に係る指針値達成率(%)              | アクリロニトリル      | 100<br>(H15年度)  |   |  | 100 |
|              |                |         |                                  |  |                                   | 塩化ビニルモノマー     | 100<br>(H15年度)  |   |  | 100 |
| 水銀           | 100<br>(H15年度) | 100     |                                  |  |                                   |               |                 |   |  |     |
|              |                |         | ニッケル化合物                          | 97.4<br>(H15年度)  | 100                               |               |                 |   |  |     |

| 施策名                |                  |                | 達成すべき目標<br>(下位目標)                | 指標  | 実績値<br>(測定年度)  | 目標値<br>(目標年度)      | 達成状況                        | 評価結果  |   |
|--------------------|------------------|----------------|----------------------------------|---|--|--------------------|-----------------------------|---|---|
| 2<br>大気環境の保全       | (1-2)            | 自動車排出ガス対策      | 環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護する。 | 全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)  | 二酸化いおう   | 100<br>(H15年度)     | 100                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化いおうについてはほぼ全て、一酸化炭素については全ての測定局で環境基準を達成。</li> <li>・浮遊粒子状物質については平成14年度と比較して改善。</li> <li>・二酸化窒素については緩やかな改善傾向。</li> <li>・光化学オキシダントについては極めて低い水準にとどまる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大都市地域における二酸化窒素・浮遊粒子状物質の環境基準達成率については、改善傾向が見られるものの依然として低い水準。</li> <li>・自動車排出ガス規制の強化、低公害車の普及促進は有効に機能。</li> <li>・一般公用車への低公害車の導入率は平成16年度に目標としていた100%を達成。</li> <li>・依然として環境基準達成率の低い二酸化窒素・浮遊粒子状物質については、今後も総合的な対策の充実、強化、及びその着実な推進が必要。</li> <li>・自動車単体規制については、世界最高レベルの規制を実施していくとともに、大都市地域を対象とした大気汚染状況等を見極めながら、必要に応じて新たな排出ガス規制について検討することが必要。</li> </ul> |
|                    |                  |                |                                  |   | 一酸化炭素  | 100<br>(H15年度)     | 100                         |   |   |
|                    |                  |                |                                  |   | 浮遊粒子状物質  | 77.2<br>(H15年度)    | 100                         |   |   |
|                    |                  |                |                                  |   | 二酸化窒素  | 85.7<br>(H15年度)    | 100                         |   |   |
|                    |                  |                |                                  |   | 光化学オキシダント  | 7.4<br>(H15年度)     | 100                         |   |   |
|                    |                  |                |                                  | 全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)   | 二酸化いおう   | 99.7<br>(H15年度)    | 100                         |   |   |
|                    |                  |                |                                  |   | 一酸化炭素  | 100<br>(H15年度)     | 100                         |   |   |
|                    |                  |                |                                  |   | 浮遊粒子状物質  | 92.8<br>(H15年度)    | 100                         |   |   |
|                    |                  |                |                                  |   | 二酸化窒素  | 99.9<br>(H15年度)    | 100                         |   |   |
|                    |                  |                |                                  |   | 光化学オキシダント  | 0.1<br>(H15年度)     | 100                         |   |   |
|                    |                  |                | (下位目標1)                          | 自動車NO <sub>x</sub> ・PM法の対策地域において、二酸化窒素については大気環境基準を平成22年度までにおおむね達成する。浮遊粒子状物質については、平成22年度までに自動車排出粒子状物質の総量が相当程度削減されることにより、大気環境基準をおおむね達成する。 | 対策地域内の自動車排出ガス測定局におけるNO <sub>2</sub> 及びSPMに係る環境基準達成率(%) | 二酸化窒素              | 76.4<br>(H15年度)             | 概ね達成<br>(H22年度)   |   |
|                    |                  |                |                                  |   |  | 浮遊粒子状物質            | 61.9<br>(H15年度)             | 概ね達成<br>(H22年度)   |   |
|                    |                  |                |                                  |   | 対策地域内の一般環境大気測定局におけるNO <sub>2</sub> 及びSPMに係る環境基準達成率(%)  | 二酸化窒素              | 99.8<br>(H15年度)             | 概ね達成<br>(H22年度)   |   |
|                    |                  |                |                                  |   |  | 浮遊粒子状物質            | 83.0<br>(H15年度)             | 概ね達成<br>(H22年度)   |   |
|                    |                  |                | (下位目標2)                          | 低公害車の普及を図る。   | 低公害車の普及台数(台)   | 約829万<br>(H16年9月末) | 1,000万<br>(H22年度までの出来るだけ早期) |   |   |
| 燃料電池自動車の普及台数(台)    | 49<br>(H16年3月現在) | 5万<br>(H22年度)  |                                  |   |  |                    |                             |   |   |
| 一般公用車への低公害車の導入率(%) | 100<br>(H16年度)   | 100<br>(H16年度) |                                  |   |  |                    |                             |   |   |

| 施策名          |       | 達成すべき目標<br>(下位目標) |                           | 指標 | 実績値<br>(測定年度) | 目標値<br>(目標年度) | 達成状況  | 評価結果   |
|--------------|-------|-------------------|---------------------------|----|---------------|---------------|---|--|
| 2<br>大気環境の保全 | (1-3) | 基礎調査・監視測定体制の整備等   |                           |    |               |               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 15 年度末現在、一般環境測定局 1,660 局、自動車排出ガス測定局 441 局を設置、引き続き地方公共団体において常時観測を実施。</li> <li>・リアルタイムの大気環境データ及び光化学オキシダント注意報を「大気汚染物質広域監視システム(愛称:そらまめ君)」により、インターネット等で一般公開。</li> <li>・有害大気汚染物質について、地方公共団体等による大気環境モニタリングを実施し、結果を公表。</li> <li>・微小粒子状物質(PM2.5)について疫学調査や動物実験等を、ディーゼル排気微粒子(DEP)について環境測定を始めとする諸調査を、極微小粒子(環境ナノ粒子)については動物実験等の生体影響調査を実施。</li> <li>・有害大気汚染物質の中の優先取組物質のうち4物質について、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)を設定。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視測定体制の整備と科学的知見の拡充の進展により、大気環境汚染対策の基礎の充実が図られている。</li> <li>・未確立の有害大気汚染物質の測定方法の開発、モニタリングの推進が必要。</li> <li>・PM2.5、DEP、環境ナノ粒子、有害大気汚染物質について、一層の知見の充実が課題。</li> <li>・地方公共団体が実施する常時監視については、三位一体の改革の一環として、地方公共団体の財源のみで実施されることとなり、大気環境監視が確実に執行されるよう、平成 17 年度中にモニタリングの仕組みづくりを行う。</li> </ul> |
|              |       | (下位目標1)           | 大気環境監視体制の整備・データの公表をする。    | -  | -             | -             |   |  |
|              |       | (下位目標2)           | 種々の大気汚染物質に関する科学的知見の充実を図る。 | -  | -             | -             |   |  |

| 施策名       |                        | 達成すべき目標<br>(下位目標)                    | 指標                               |                                  | 実績値<br>(測定年度)        | 目標値<br>(目標年度)                 | 達成状況                               | 評価結果  |                |
|-----------|------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------|-------------------------------|------------------------------------|---|----------------|
| 2 大気環境の保全 | (2)                    | 大気生活環境対策                             | 環境基準の達成・確保等により、大気環境に関し生活環境を保全する。 |                                  | -                    | -                             | -                                  | ・騒音・振動については、長期的には苦情件数が減少。<br>・悪臭については、近年苦情件数が増加。<br><br>・騒音の環境基準における面的評価や臭気指数規制の導入等により、大気生活環境保全の枠組みが着実に整備されている。<br>・ヒートアイランド対策については、同大綱に基づいた対策の推進が図られている。<br>・認知度の低い光害について一層の普及が必要。 |                |
|           |                        |                                      | (下位目標1)                          | 騒音に係る環境基準の達成率を向上させる。             | 騒音に係る環境基準達成率(%)      | 一般地域                          | 72.5<br>(H15年度)                    |   | 100            |
|           |                        |                                      |                                  |                                  |                      | 道路に面する地域                      | 80.7<br>(H15年度)<br>評価対象<br>2,395千戸 |   | 100<br>(H21年度) |
|           |                        |                                      |                                  |                                  | 航空機騒音に係る環境基準達成率(%)   | 測定地点ベース<br>(地方公共団体が測定した結果を集計) | 72.7<br>(H15年度)                    |   | 100            |
|           |                        |                                      |                                  |                                  | 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成率(%) | 測定地点ベース<br>(地方公共団体が測定した結果を集計) | 37.5<br>(H15年度)                    |   | 100            |
|           |                        |                                      | (下位目標2)                          | 騒音公害を減少させ、良好な生活環境を保全する。          | (参考指標)<br>騒音に係る苦情件数  |                               | 15,928<br>(H15年度)                  |   | -              |
|           |                        |                                      | (下位目標3)                          | 振動公害を減少させ、良好な生活環境を保全する。          | (参考指標)<br>振動に係る苦情件数  |                               | 2,608<br>(H15年度)                   |   | -              |
|           |                        |                                      | (下位目標4)                          | 悪臭公害を減少させ、良好な生活環境を保全する。          | (参考指標)<br>悪臭に関する苦情件数 |                               | 24,587<br>(H15年度)                  |   | -              |
|           |                        |                                      | (下位目標5)                          | ヒートアイランド対策を推進し、ヒートアイランド現象を緩和させる。 | -                    |                               | -                                  |   | -              |
| (下位目標6)   | 光害対策に対する各主体の関心・理解を深める。 | (参考指標)<br>スターウォッチングネットワーク<br>参加者数(人) |                                  | 10,535<br>(H15年度)                | -                    |                               |                                    |   |                |



| 施策名                             |   | 達成すべき目標<br>(下位目標)            | 指標   | 実績値<br>(測定年度)              | 目標値<br>(目標年度)   | 達成状況 | 評価結果  |  |
|---------------------------------|---|------------------------------|--|----------------------------|-----------------|------|---|--|
| 3<br>水<br>環<br>境<br>の<br>保<br>全 | (1)   | 流域の視点<br>から見た<br>水環境の<br>保全  | 健康項目基準達成率(%)   |                            | 99.3<br>(H15年度) | 100  | <p>・人の健康の保護に関する水質環境基準等の見直しのため、農業に関する項目について基礎情報を収集。</p> <p>・水生生物の保全に関する水質環境基準の追加設定に向け、毒性情報が不足している物質について毒性試験を行い、知見を蓄積。</p> <p>・公共用水域における環境基準の健康項目については、ほぼ全ての調査地点について環境基準を達成。生活環境項目については、全体として改善傾向にあるが、湖沼、内湾等の閉鎖性水域においては依然として環境基準達成率が低い状況。</p> <p>・地下水については、特に硝酸性窒素に係る環境基準超過率が高い状況。</p> <p>・ダイオキシン類に係る環境基準については、概ね環境基準を達成。</p> <p>・平成15年10月、関係省庁と「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」を策定。</p> <p>・平成16年度は、総合的な水循環施策を進めるための調査、水循環保全活動の支援事業に着手。</p> <p>・市町村が実施する「豊かな水辺環境の再生・創出事業」への支援。</p> | <p>・環境基準の達成や健全な水循環の確保に向けた取組については一定の成果が上がっており、目標の達成に向け着実に進展。</p> <p>・公共用水域における環境基準のうち生活環境項目については、湖沼、内湾等の閉鎖性水域において依然として達成率が低い状態にあり、これらの水域における汚濁負荷の一層の低減が課題。</p> <p>・地下水については、特に農地での施肥や家畜ふん尿の不適切な処理、及び生活排水等に起因する硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の超過率が高いことから、汚染の未然防止対策と浄化対策手法の検討が課題。</p> <p>・健全な水循環の確保については、「計画作りに向けて」が取りまとめられたことを受け、各種調査等の実施により、健全な水循環機能の維持回復に向けた具体的な施策の展開が必要。</p> |
|                                 |   |                              | 生活環境<br>項目<br>(BOD/COD)<br>基準達成率<br>(%)                          | 全体                         | 83.8<br>(H15年度) | 100  |   |  |
|                                 |   |                              |  | 河川                         | 87.4<br>(H15年度) | 100  |   |  |
|                                 |   |                              |  | 湖沼                         | 55.2<br>(H15年度) | 100  |   |  |
|                                 |   |                              |  | 海域                         | 76.2<br>(H15年度) | 100  |   |  |
|                                 |   |                              | 地下水基準達成率(%)  |                            | 91.8<br>(H15年度) | 100  |   |  |
|                                 |   |                              | ダイオキシン類基準達成率(%)  | 公共用水域 水質                   | 97.6<br>(H15年度) | 100  |   |  |
|                                 |   | 公共用水域 底質                     |  | 99.5<br>(H15年度)            | 100             |      |   |  |
|                                 |   | 地下水                          |  | 100<br>(H15年度)             | 100             |      |   |  |
|                                 |   | (下位目標1)                      | 人の健康に悪影響を及ぼすおそれのある化学物質について、安全性評価を行うとともに、水環境中の検出状況を踏まえ、基準値等を設定する。 | (参考指標)<br>要調査項目の測定物質数(物質群) | 68<br>(H16年度)   | -    |   |  |
| (下位目標2)                         | 水生生物保全の観点からの基準の設定等生活環境に係る環境基準を見直す。  | (参考指標)水生生物保全<br>環境基準設定検討物質数  | 0<br>(H16年度)<br>知見の<br>収集を継続                                     | -                          |                 |      |   |  |
| (下位目標3)                         | 流域全体を視野に入れた、健全な水循環の確保の観点から、地下水位の回復・湧水の復活等の適正な地下水位の維持も含めた水環境保全のための取組を推進する。 | (参考指標)良好な<br>水辺空間創出事業支援数(事業) | 9<br>(H16年度)   | -                          |                 |      |   |  |
|                                 |   | (参考指標)<br>地下水位の測定本数          | 509<br>(H16年度)   | -                          |                 |      |   |  |
| (下位目標4)                         | 小中学生や市民団体等による水生生物の調査を行い、環境問題への関心を高める。                                     | (参考指標)<br>全国水生生物調査参加者数(人)    | 91,033<br>(H16年度)  | -                          |                 |      |   |  |

| 施策名                     |   | 達成すべき目標<br>(下位目標)            | 指標  | 実績値<br>(測定年度)                                   | 目標値<br>(目標年度)                 | 達成状況   | 評価結果  |   |     |
|-------------------------|---|------------------------------|---|---|-------------------------------|--|---|---|-----|
| 3<br>水環境の<br>保全         | (2)   | 水利用の<br>各段階に<br>おける負荷<br>の低減 | 各種の発生源から水利用の各段階を踏まえた水環境への負荷低減及び浄化対策を推進する。 | 環境基準の達成率 (上記「流域の視点から見た水環境の保全」参照)                |                               |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基準の達成率について、健康項目は、水質汚濁防止法による排水規制等の効果により、全国的にほぼ問題がない状況。</li> <li>・生活環境項目については、特に有機汚濁項目の達成状況は上昇傾向にあるものの、依然として達成されていない水域があり、より積極的な対策が必要。</li> <li>・地下水汚染対策については、水質汚濁防止法に基づき有害物質の地下浸透を規制するとともに、常時監視により汚染状況を把握。</li> <li>・地下水における環境基準超過率は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が最も高く、一時減少が見られた揮発性有機化合物についても、ここ数年は横ばい。</li> <li>・底質汚染対策については、ダイオキシン類の底質環境基準を超える全ての水域において底質の除去等の対策を実施、もしくは検討を進めているところ。</li> <li>・水銀及びPCBによる底質汚染について除去等を講じる必要があった水域全てにおいて底質汚染対策が終了。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境項目については、依然として環境基準が達成されていない水域があり、一層の負荷削減対策が必要。</li> <li>・地下水汚染については、有害物質の地下浸透規制や常時監視が実施されているが、さらなる健康被害の未然防止対策や浄化対策手法の検討が必要。</li> </ul> |     |
|                         |   |                              | (下位目標1)                                   | 特定事業場に対する排水規制の実施により、水環境への負荷の低減を図る。              | (参考指標)<br>特定事業場への立入検査件数(件)    | 52,246<br>(H15年度)                                      |   |   | -   |
|                         |   |                              | (下位目標2)                                   | 生活排水対策及び非特定汚染源対策の調査・検討の実施により、水環境への負荷の低減を図る。     | (参考指標)<br>生活排水対策重点地域に指定された地域数 | 42 都府県<br>209 地域<br>418 市町村<br>(H16年度)<br>市町村合併により減少傾向 |   |   | -   |
|                         |   |                              | (下位目標3)                                   | 有害物質の地下浸透防止の徹底、地下水の汚染状況の把握、汚染された地下水の浄化対策の推進を図る。 | (参考指標)<br>地下水質測定件数(件)         | 11,862<br>(H15年度)                                      |   |   | -   |
|                         |   |                              |   |   | (参考指標)<br>浄化対策等実施事例数(件)       | 426<br>(H15年度)   |   |   | -   |
|                         |   |                              | (下位目標4)                                   | 底質汚染対策を推進する。                                    | (参考指標)<br>汚染底質対策の着手率(%)       | 水銀 100<br>PCB100<br>ダイオキシン類<br>100<br>(H16年度)          |   |   | 100 |
| (参考指標)<br>汚染底質対策の完了率(%) | 水銀 100<br>PCB100<br>ダイオキシン類<br>0<br>(H16年度) | 100                          |   |   |                               |  |   |   |     |

| 施策名             |  | 達成すべき目標<br>(下位目標)            | 指標   | 実績値<br>(測定年度)  | 目標値<br>(目標年度)                                 | 達成状況        | 評価結果  |   |                  |                  |     |
|-----------------|--|------------------------------|--|--|---|-------------|---|---|------------------|------------------|-----|
| 3<br>水環境の<br>保全 | (3)                                    | 閉鎖性水域<br>における<br>水環境の<br>保全  | 汚濁負荷量の削減等により、閉鎖性水域の水質、底質、底生生物等の<br>保全・改善を図る。 |  | -   | -           | ・閉鎖性水域においては、水<br>質総量規制や水質改善対策<br>等の実施により汚濁負荷量が<br>削減されるなど、一定の効果。<br>・閉鎖性水域のCODに係る環<br>境基準達成率は高い水準にあ<br>るとは言えず、改善効果は不<br>十分。 | ・閉鎖性水域については、水質総量規制や<br>水質改善対策等の実施により汚濁負荷量が<br>削減されるなど、一定の成果を収めているも<br>の、CODに係る環境基準達成率は高い水<br>準にあるとは言えず、閉鎖性水域の水質改<br>善に向けて、より効果的な施策の検討が必要。 |                  |                  |     |
|                 |  |                              | (下位目標1)                                      | 第5次水質総量規制の着実な実施により、東京湾、伊<br>勢湾、瀬戸内海において、COD、窒素及び磷に係る汚濁<br>負荷量の削減を図る。 | 汚濁<br>負荷量<br>(トン/日)<br>発生ベース                  | COD         |   |   | 1,140<br>(H11年度) | 1,061<br>(H16年度) |     |
|                 |  |                              |  |  |   | 窒素          |   |   | 993<br>(H11年度)   | 950<br>(H16年度)   |     |
|                 |  |                              |  |  |   | 磷           |   |   | 76.7<br>(H11年度)  | 71.3<br>(H16年度)  |     |
|                 |  |                              | (下位目標2)                                      | 水質総量規制、特定施設の設置許可制度及び埋立て<br>についての配慮等により瀬戸内海の環境を保全する。                  | 瀬戸内海<br>における<br>水質環境<br>基準の達<br>成率(%)         | COD         |   |   | 70<br>(H15年度)    | 100              |     |
|                 |  |                              |  |  |   | 全窒素         |   |   | 96.7<br>(H15年度)  | 100              |     |
|                 |  |                              |  |  |   | 全磷          |   |   | 98.3<br>(H15年度)  | 100              |     |
|                 |  |                              |  |  | (参考指標)  | 赤潮の発生件数(件)  |   |   | 106<br>(H15年度)   | -                |     |
|                 |  |                              |  |  | (参考指標)  | 埋立て免許面積(ha) |   |   | 49.5<br>(H15年度)  | -                |     |
|                 |  |                              | (下位目標3)                                      | 有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善等を<br>図る。                                       | 有明海及<br>び八代海<br>における<br>水質環境<br>基準の達<br>成率(%) | 有明海         |   |   | COD              | 93.3<br>(H15年度)  | 100 |
|                 |  |                              |  |  |   |             |   |   | 全窒素              | 100<br>(H15年度)   | 100 |
|                 |  |                              |  |  |   |             |   |   | 全磷               | 40<br>(H15年度)    | 100 |
|                 |  |                              |  |  |   | 八代海         |   |   | COD              | 85.7<br>(H15年度)  | 100 |
|                 |  |                              |  |  |   |             |   |   | 全窒素              | 100<br>(H15年度)   | 100 |
|                 |  |                              |  |  |   |             |   |   | 全磷               | 100<br>(H15年度)   | 100 |
|                 |  |                              |  |  | (参考指標)  | 赤潮の発生件数(件)  |   |   | 有明海              | 35<br>(H15年)     | -   |
|                 |  |                              |  | 八代海  | 15<br>(H15年)                                  | -           |   |   |                  |                  |     |
|                 |  | (参考指標)                       | 養殖業・海面漁業の<br>漁獲量(トン)                         | 有明海  | 146,876<br>(H15年)                             | -           |   |   |                  |                  |     |
|                 |  |                              |  | 八代海  | 49,403<br>(H15年)                              | -           |   |   |                  |                  |     |
| (下位目標4)         | 指定湖沼流域における湖沼計画の着実な実施により、<br>湖沼水質を改善する。 | 例: 琵琶湖(南湖)の<br>COD75%値(mg/L) |  | 4.0<br>(H15年度)   | 3.5<br>(H17年度)                                |             |   |   |                  |                  |     |

| 施策名                      |                                | 達成すべき目標<br>(下位目標)         | 指標                       | 実績値<br>(測定年度)                    | 目標値<br>(目標年度) | 達成状況                             | 評価結果                               |   |  |
|--------------------------|--------------------------------|---------------------------|--------------------------|----------------------------------|---------------|----------------------------------|------------------------------------|---|--|
| 3<br>水環境の保全              | (4)                            | 水環境の監視等の体制の整備             | 水質状況を効果的に把握する監視体制等を整備する。 | (参考指標) 法に基づく各年度常時監視における測定地点数・検体数 | 公共用水域         | 健康項目                             | 5,708 地点<br>272,762 検体<br>(H15 年度) | - | ・公共用水域及び地下水において、都道府県等の行う水質の監視測定及び計画策定に対し補助を行い、要監視項目調査結果とともに測定結果を公表。<br><br>・地方公共団体が実施する水質常時監視については、国庫補助金によって、水質モニタリングのネットワークが構築され、適切な水質監視の水準を確保。<br>・三位一体の改革の一環として、水質常時監視については地方公共団体の財源のみで実施することとなったが、引き続き水質監視が確実に執行され、適切な水準を維持することが必要。<br>・常時監視の測定地点は高い水準で推移している他、要調査項目の分析方法、簡易測定機器の開発も随時進めており、効率的な監視体制の構築という目的をほぼ達成。 |
|                          |                                |                           |                          |                                  |               | 生活環境項目                           | 3,558 水域<br>429,709 検体<br>(H15 年度) | - |  |
|                          |                                |                           |                          |                                  |               | トリハロメタン生成能                       | 496 地点<br>2,229 検体<br>(H15 年度)     | - |  |
|                          |                                |                           |                          |                                  |               | 要監視項目                            | 2,031 地点<br>30,521 検体<br>(H15 年度)  | - |  |
|                          |                                |                           |                          | 地下水                              | 概況調査          | 5,129 本<br>5,129 検体<br>(H15 年度)  | -                                  |   |  |
|                          |                                |                           |                          |                                  | 汚染井戸周辺地区調査    | 1,982 本<br>1,982 検体<br>(H15 年度)  | -                                  |   |  |
|                          |                                |                           |                          |                                  | 定期モニタリング調査    | 4,893 本<br>4,893 検体<br>(H15 年度)  | -                                  |   |  |
|                          |                                |                           |                          | ダイオキシン類                          | 公共用水域水質       | 2,126 地点<br>2,701 検体<br>(H15 年度) | -                                  |   |  |
|                          |                                |                           |                          |                                  | 公共用水域底質       | 1,825 地点<br>1,958 検体<br>(H15 年度) | -                                  |   |  |
|                          |                                |                           |                          |                                  | 地下水質          | 1,200 地点<br>1,201 検体<br>(H15 年度) | -                                  |   |  |
| (参考指標) 全国水生生物調査における調査地点数 |                                |                           |                          | 5,042<br>(H15 年度)                | -             |                                  |                                    |   |  |
| (下位目標1)                  | 水環境に関わるデータをウェブ上で公開するシステムを構築する。 | (参考指標) アクセス件数             | (H17 年度 公開予定)            | -                                |               |                                  |                                    |   |  |
| (下位目標2)                  | 水環境中の微量有害物質の監視測定体制を整備する。       | (参考指標) 要調査項目の分析法開発数 (物質群) | 240<br>(H16 年度)          | -                                |               |                                  |                                    |   |  |
| (下位目標3)                  | 小規模事業場からの排出負荷量の公定分析法を開発する。     | 公定法とする簡易測定機器数 (種類)        | 3<br>(H16 年度)            | -                                |               |                                  |                                    |   |  |

| 施策名                              | 達成すべき目標<br>(下位目標)   |                      | 指標  | 実績値<br>(測定年度)    | 目標値<br>(目標年度) | 達成状況   | 評価結果 |
|----------------------------------|---|----------------------|---|------------------|---------------|--|------|
| 4 土壌環境の保全                        | 有害物質による土壌汚染について、土壌環境基準を達成・確保するとともに、土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、国民の安全と安心を確保する。 |                      | -   | -                | -             | ・土壌環境基準を達成・確保するための施策を推進するとともに、土壌汚染による環境リスクを適切に管理するため、土壌汚染対策法に基づき着実に対策を推進している。<br><br>・関係法制度の円滑な施行により対策事業が着実に実施され、目標の達成に向け順調に進展しており、引き続き法の円滑な執行に努めることが必要。<br><br>・農作物経由の有害物質暴露・土壌生態系等に関する基準策定、未規制物質による土壌汚染といった新たな問題があり、これらに対するための取組を引き続き行っていくことが必要。 |      |
|                                  | (下位目標1)   | 環境基準等の設定、見直しを行う。     | (参考指標)<br>環境基準項目数                                 | 28<br>(H16年度)    | -             |  |      |
|                                  | (下位目標2)   | 農用地の土壌汚染対策を着実に推進する。  | (参考指標)<br>土壌汚染対策法に基づく指定基準                         | 26<br>(H16年度)    | -             |  |      |
|                                  |   |                      | 農用地土壌汚染対策地域の<br>指定解除率(%)                          | 85<br>(H15年度)    | 100           |  |      |
|                                  |   |                      | (参考指標)農用地土壌汚染対策地域の指定面積(累積)(ha)                    | 6,276<br>(H15年度) | -             |  |      |
|                                  | (下位目標3)   | 市街地等の土壌汚染対策を着実に推進する。 | (参考指標)農用地土壌汚染対策地域の指定解除面積(累積)(ha)                  | 5,337<br>(H15年度) | -             |  |      |
|                                  |   |                      | ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除率(%)                          | 0<br>(H16年度)     | 100           |  |      |
|                                  |   |                      | (参考指標)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定面積(累積)(m <sup>2</sup> )   | 5,637<br>(H16年度) | -             |  |      |
|                                  |   |                      | (参考指標)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除面積(累積)(m <sup>2</sup> ) | 0<br>(H16年度)     | -             |  |      |
|                                  |   |                      | (参考指標)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定(累計)(地点)                  | 3<br>(H16年度)     | -             |  |      |
|                                  |   |                      | (参考指標)ダイオキシン類常時監視地点数(地点)                          | 3,059<br>(H15年度) | -             |  |      |
|                                  |   |                      | (参考指標)ダイオキシン類環境基準超過地点数(地点)                        | 1<br>(H15年度)     | -             |  |      |
|                                  |   |                      | (参考指標)有害物質使用特定施設の使用の廃止による調査対象施設の件数(件)             | 726<br>(H16年度)   | -             |  |      |
|                                  | (参考指標)都道府県知事が土壌汚染状況調査の命令を発出した件数(件)                                    | 1<br>(H16年度)         | -   |                  |               |  |      |
| (参考指標)土壌汚染が認められ指定区域として指定された件数(件) | 42<br>(H16年度)   | -                    |   |                  |               |  |      |

| 施策名           |     | 達成すべき目標<br>(下位目標)   | 指標  | 実績値<br>(測定年度)                             | 目標値<br>(目標年度)  | 達成状況           | 評価結果  |  |
|---------------|-----|---------------------|---|---|----------------|----------------|---|--|
| 5 地盤環境の保全     |     | 地盤沈下を防止する。          |   | -   | -              | -              | <p>・都道府県等が行う地盤沈下の監視測定に対し補助を行い、測定結果を公表。</p> <p>・地域の地下水管理や地下水保全計画の策定支援を目的に、モデル地域を選定し、適正な地下水位等を確保するための管理方法を検討。</p> <p>・地盤沈下については、近年全国的には沈静化の傾向にあるものの、一部地域において沈下が見られ、目標未達成。</p> |  |
|               |     | (下位目標1)             | 渇水時を含め地下水採取による地盤沈下の防止及び地下工事による地盤沈下を防止する。                      | 年間2cm以上の地盤沈下面積(km <sup>2</sup> )          | 3<br>(H15年度)   | 0              |   |  |
|               |     |                     |   | (参考指標) 地下水採取量(要綱地域の計)(億m <sup>3</sup> /年) | 6.9<br>(H14年度) | -              |   |  |
|               |     | (下位目標2)             | 地下水位を回復し、湧水の復活を図るとともに適正な地下水位の維持に努める。                          | (参考指標) 地下水位の測定本数(本)                       | 509<br>(H16年度) | -              |   |  |
| 6 廃棄物・リサイクル対策 | (1) | 循環型社会の形成の推進のための基本措置 | 循環型社会の形成の推進のために循環型社会形成推進基本計画の数値目標を達成する。                       |   | 資源生産性(万円/トン)   | 約29<br>(H14年度) | 約39<br>(H22年度)  | <p>・最終処分量は減少したが、資源生産性と循環利用率は顕著な進捗なし。</p> <p>・循環型社会形成推進基本計画の点検及び年次報告書の作成・公表により、今後の取組の方向性及び循環型社会形成推進基本計画の評価検討の基礎が整備され、目標達成に向け着実に進展。</p> <p>・循環型社会形成推進計画に掲げた目標について、新しい状況と実態の的確な把握が必要。</p> <p>・対策の遅れている排出抑制対策の推進が必要。</p> |
|               |     |                     |   |   | 循環利用率(%)       | 約10<br>(H14年度) | 約14<br>(H22年度)  |  |
|               |     |                     |   |   | 最終処分量(百万トン)    | 約50<br>(H14年度) | 約28<br>(H22年度)  |  |
|               |     | (下位目標1)             | 循環型社会形成推進基本計画に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。                          | -   | -              | -              |   |  |
|               |     | (下位目標2)             | 政府が循環型社会の形成に関して講じた施策に関する年次報告(循環型社会白書)を作成し、情報収集・調査、普及啓発等を実施する。 | -   | -              | -              |   |  |

| 施策名                      |               | 達成すべき目標<br>(下位目標)             |   | 指標                  | 実績値<br>(測定年度)        | 目標値<br>(目標年度) | 達成状況                           | 評価結果  |                                |
|--------------------------|---------------|-------------------------------|---|---------------------|----------------------|---------------|--------------------------------|---|--------------------------------|
| 6<br>廃棄物・<br>リサイクル<br>対策 | (2)           | 循環資源の<br>適正な循環<br>的な利用の<br>推進 | 各リサイクル制度の適正な施行及び先進的なリサイクル施設への支援を図ること等により、循環資源の適正な循環的な利用を推進する。 |                     | -                    | -             | -                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>各リサイクル制度におけるリサイクルの推進は概ね順調。</li> <li>16年度は3カ所のエコタウン事業を認定し(合計23カ所)、リサイクル施設1カ所について支援。</li> <li>各リサイクル制度は、概ね順調に推進。</li> <li>全国の規範となるリサイクル事業が展開されることとなり、先進的な環境調和型のまちづくりに向けて着実に進展。</li> <li>各リサイクル制度の円滑な施行とともに、さらなる推進方策の検討等が課題。</li> </ul> |                                |
|                          |               |                               | (下位目標1)   | 容器包装のリサイクルを推進する。    | 分別収集実施市町村数及び分別収集量    | 無色のガラス製容器     | 2,911 市町村<br>357千トン<br>(H15年度) |   | 3,169 市町村<br>467千トン<br>(H19年度) |
|                          |               |                               |   |                     |                      | 茶色のガラス製容器     | 2,922 市町村<br>310千トン<br>(H15年度) |   | 3,169 市町村<br>401千トン<br>(H19年度) |
|                          |               |                               |   |                     |                      | その他のガラス製容器    | 2,872 市町村<br>165千トン<br>(H15年度) |   | 3,154 市町村<br>214千トン<br>(H19年度) |
|                          |               |                               |   |                     |                      | 紙製容器包装        | 748 市町村<br>77千トン<br>(H15年度)    |   | 1,916 市町村<br>222千トン<br>(H19年度) |
|                          |               |                               |   |                     |                      | ペットボトル        | 2,891 市町村<br>212千トン<br>(H15年度) |   | 3,132 市町村<br>273千トン<br>(H19年度) |
|                          |               |                               |   |                     |                      | プラスチック製容器包装   | 1,685 市町村<br>402千トン<br>(H15年度) |   | 2,666 市町村<br>922千トン<br>(H19年度) |
|                          |               |                               |   |                     |                      | 銅製容器包装        | 3,116 市町村<br>394千トン<br>(H15年度) |   | 3,226 市町村<br>535千トン<br>(H19年度) |
|                          |               |                               |   |                     |                      | アルミニウム製容器包装   | 3,108 市町村<br>139千トン<br>(H15年度) |   | 3,227 市町村<br>187千トン<br>(H19年度) |
|                          |               |                               |   |                     |                      | 段ボール          | 2,446 市町村<br>554千トン<br>(H15年度) |   | 2,942 市町村<br>715千トン<br>(H19年度) |
|                          |               |                               |   |                     |                      | 飲料用紙製容器       | 2,031 市町村<br>17千トン<br>(H15年度)  |   | 2,731 市町村<br>31千トン<br>(H19年度)  |
|                          |               |                               | (下位目標2)   | 特定家庭用機器のリサイクルを推進する。 | 家電リサイクル法における再商品化率(%) | 家庭用エアコン       | 81<br>(H15年度)                  |   | 60<br>(各年度)                    |
|                          |               |                               |   |                     |                      | テレビ           | 78<br>(H15年度)                  |   | 55<br>(各年度)                    |
|                          |               |                               |   |                     |                      | 洗濯機           | 63<br>(H15年度)                  |   | 50<br>(各年度)                    |
| 冷蔵庫                      | 65<br>(H15年度) | 50<br>(各年度)                   |   |                     |                      |               |                                |   |                                |

| 施策名                       |                      | 達成すべき目標<br>(下位目標)         | 指標                              | 実績値<br>(測定年度)                          | 目標値<br>(目標年度)  | 達成状況          | 評価結果            |             |                                 |
|---------------------------|----------------------|---------------------------|---------------------------------|--|----------------|---------------|-----------------|-------------|---------------------------------|
| 6 廃棄物・リサイクル対策             | (2)                  | 循環資源の適正な循環的な利用の推進<br>(続き) | (下位目標3) 食品循環資源のリサイクルを推進する。      | 食品リサイクル法における食品関連事業者による再生利用等の実施率(%)     | 食品産業計          | 45<br>(H15年度) | (前ページから続く)      | (前ページから続く)  |                                 |
|                           |                      |                           |                                 |  | 食品製造業          | 71<br>(H15年度) |                 |             | 20<br>(H18年度)                   |
|                           |                      |                           |                                 |  | 食品卸売業          | 46<br>(H15年度) |                 |             | H13年度の時点で達成している事業者においては、現状の維持向上 |
|                           |                      |                           |                                 |  | 食品小売業          | 26<br>(H15年度) |                 |             |                                 |
|                           |                      |                           |                                 |  | 外食産業           | 19<br>(H15年度) |                 |             |                                 |
|                           |                      |                           | (下位目標4) 建設資材のリサイクルを推進する。        | 再資源化等の実施率(%)                           | コンクリート塊        | 98<br>(H14年度) | 95<br>(H22年度)   |             |                                 |
|                           |                      |                           |                                 |  | アスファルト・コンクリート塊 | 99<br>(H14年度) | 95<br>(H22年度)   |             |                                 |
|                           |                      |                           |                                 |  | 建設発生木材         | 89<br>(H14年度) | 95<br>(H22年度)   |             |                                 |
|                           |                      |                           | (下位目標5) パソコン、小形二次電池のリサイクルを推進する。 | 資源有効利用促進法におけるパソコン、小形二次電池の自主回収・再資源化率(%) | パソコン           | デスクトップ        | 77.5<br>(H15年度) | 50<br>(各年度) |                                 |
|                           |                      |                           |                                 |  |                | ノートブック        | 48.7<br>(H15年度) | 20<br>(各年度) |                                 |
|                           |                      |                           |                                 |  |                | ブラウン管式表示装置    | 70.9<br>(H15年度) | 55<br>(各年度) |                                 |
|                           |                      |                           |                                 |  | 小形二次電池         | 液晶式表示装置       | 63.4<br>(H15年度) | 55<br>(各年度) |                                 |
|                           |                      |                           |                                 |  |                | ニカド電池         | 73.5<br>(H15年度) | 60<br>(各年度) |                                 |
| ニッケル電池                    | 77.6<br>(H15年度)      | 55<br>(各年度)               |                                 |  |                |               |                 |             |                                 |
| リチウムイオン電池                 | 56.1<br>(H15年度)      | 30<br>(各年度)               |                                 |  |                |               |                 |             |                                 |
| 小形シール鉛蓄電池                 | 50.0<br>(H14年度)      | 50<br>(各年度)               |                                 |  |                |               |                 |             |                                 |
| (下位目標6) 廃自動車等のリサイクルを推進する。 | 自動車リサイクルにおける再資源化率(%) | 自動車破砕残さ                   | -                               | 70<br>(H27年度)                          |                |               |                 |             |                                 |
|                           |                      | ガス発生器                     | -                               | 85<br>(各年度)                            |                |               |                 |             |                                 |



| 施策名  |     | 達成すべき目標<br>(下位目標)                            | 指標                          | 実績値<br>(測定年度)   | 目標値<br>(目標年度)                  | 達成状況           | 評価結果   |  |
|--|-----|--|-----------------------------|---|--------------------------------|----------------|--|--|
| 6<br>廃<br>棄<br>物<br>・<br>リ<br>サ<br>イ<br>ク<br>ル<br>対<br>策 | (3) | 一般廃棄物<br>対策<br>(排出抑制、<br>再生利用、<br>適正処理<br>等) | 一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等を推進する。 | -   | -                              | -              | ・一般廃棄物の再生利用、適正処理等が推進されている一方、一般廃棄物の排出量についてはここ数年横ばい傾向。 |  |
|  |     |  | (下位目標1)                     | 平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の排出量を約5%削減する。                                | 排出量(百万トン)                      | 54<br>(H14年度)  | 49<br>(H22年度)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等は着実に推進。</li> <li>・引き続き対策を講じつつ、必要に応じて見直しを行う。</li> <li>・循環型社会構築のために必要な処理施設の整備に対する財政的・技術的支援、国民・事業者による排出抑制のための主体的取組等の充実が必要。</li> <li>・一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の量については、その目標を達成したところであるが、引き続き排出量を目標量以下に維持することが必要。</li> <li>・平成17年度から創設する「循環型社会形成推進交付金制度」等の活用により、循環型社会の形成のための取組をより一層推進していくことが必要。</li> <li>・最終処分場の残余容量には地域格差が大きく、新たな容量確保手段が必要。</li> <li>・「循環型社会形成推進交付金」を活用し、引き続き焼却施設の適切な解体を図ることが必要。</li> <li>・中央環境審議会の意見具申を踏まえ、廃棄物処理法に基づき環境大臣が定める基本方針を改正するとともに、有料化や分別収集に関するガイドラインの作成等を行うことが必要。</li> <li>・過去未規制だった最終処分場について、公共の水域等の汚染防止措置が適正に実施されることが必要。</li> <li>・市町村による震災廃棄物処理計画の策定等防災体制の整備を一層進めることが必要。</li> </ul> |
|  |     |  | (下位目標2)                     | 平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物のリサイクル率を約11%から約24%に増加させる。                    | リサイクル率(%)                      | 16<br>(H14年度)  | 24<br>(H22年度)  |  |
|  |     |  | (下位目標3)                     | 平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の最終処分量をおおむね半分に削減する。                          | 最終処分量(百万トン)                    | 9.0<br>(H13年度) | 6.4<br>(H22年度)                                       |  |
|  |     |  | (下位目標4)                     | 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量を、平成14年度末において310g-TEQ/年以下とする。                   | 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量(g-TEQ/年) | 71<br>(H15年)   | 310<br>(H14年度末)                                      |  |
|  |     |  | (下位目標5)                     | 廃棄物処理施設整備計画に従って適切な処理施設、最終処分場等の整備を促進することにより、地域ごとに必要となる施設を今後とも継続的に確保する。 | -                              | -              | -  |  |
|  |     |  | (下位目標6)                     | 市町村に対する支援を通じて、生活環境の保全を図る。   | -                              | -              | -  |  |

| 施策名              |                                     | 達成すべき目標<br>(下位目標)            | 指標                           | 実績値<br>(測定年度)   | 目標値<br>(目標年度)                   | 達成状況               | 評価結果   |   |                            |
|------------------|-------------------------------------|------------------------------|------------------------------|---|---------------------------------|--------------------|--|---|----------------------------|
| 6<br>廃棄物・リサイクル対策 | (4)                                 | 産業廃棄物対策<br>(排出抑制、再生利用、適正処理等) | 産業廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等の推進を図る。 | -   | -                               | -                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の排出抑制、再生利用率の増加による減量その他適正処理等の推進を図る。</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の発生抑制及び再生利用等による減量、適正処理は着実に推進。</li> <li>排出事業者及び処理業者の優良化の推進、電子マニフェストの普及拡大、国と地方の人材育成、PCB汚染物の適正処理体制の構築等が課題。</li> </ul>  |                            |
|                  |                                     |                              | (下位目標1)                      | 産業廃棄物の排出量の増加を、平成9年度に対し、平成22年度において、12%に抑制する。           | 排出量(百万トン)                       | 393<br>(H14年度)     |  |   | 458<br>(H22年度)             |
|                  |                                     |                              | (下位目標2)                      | 産業廃棄物のリサイクル率を、平成9年度に対し、平成22年度において、41%から47%に増加させる。     | 再生利用量(%)                        | 46.3<br>(H14年度)    |  |   | 47<br>(H22年度)              |
|                  |                                     |                              | (下位目標3)                      | 産業廃棄物の最終処分量を、平成9年度に対し、平成22年度において、おおむね半分に削減する。         | 最終処分量(百万トン)                     | 40<br>(H14年度)      |  |   | 30<br>(H22年度)              |
|                  |                                     |                              | (下位目標4)                      | 産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量を、平成14年度末において200g-TEQ/年以下とする。   | 産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年) | 74<br>(H15年)       |  |   | 200<br>(H14年度末)            |
|                  |                                     |                              | (下位目標5)                      | 平成28年7月までにポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理を完了する。                  | 高圧トランス等の保管量(台)                  | 270,000<br>(H14年度) |  |   | 0<br>(H28年度)               |
|                  | (5)                                 | 廃棄物の不法投棄の防止等                 | 廃棄物の不法投棄や違法な輸出入の未然防止等を図る。    | -   | -                               | -                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄の未然防止・拡大防止について努めるとともに、違法な廃棄物の輸出入の未然防止を図った。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>法改正など対策の充実が図られ、目標の達成に向けて進展。</li> <li>不法投棄等の対策については効果の評価に時間を要するものであり、過去の大規模事案が新たに発覚するなど課題も多い。</li> <li>悪質・巧妙化してきている不法投棄に対し、5年以内に大規模事案をゼロにすることを当面の目標とし、さらなる対策の強化、充実が必要。</li> <li>廃棄物等の適正な輸出入の確保については、引き続き各国連携の強化等を図っていく必要があり、そのための組織的強化が必要。</li> </ul> |                            |
|                  |                                     |                              | (下位目標1)                      | 産業廃棄物の不法投棄件数及び不法投棄量を、平成11年度に対し、平成22年度においておおむね半分に削減する。 | 不法投棄件数(件)                       | 894<br>(H15年度)     |  |   | H11年度に対しておおむね半減<br>(H22年度) |
|                  |                                     |                              |                              | 不法投棄量(万トン)  | 74.5<br>(H15年度)                 |                    |  |   |                            |
|                  |                                     |                              | (下位目標2)                      | 平成16年度から5年以内に5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数を0にする。            | 不法投棄件数(件)                       | 4<br>(H15年度)       |  |   | 0<br>(H21年度)               |
|                  |                                     |                              | (下位目標3)                      | 廃棄物等の適正な輸出入を確保する。                                     | バーゼル法輸出承認件数(件)                  | 11<br>(H16年度)      |  |   | -                          |
| バーゼル法輸入承認件数(件)   | 19<br>(H16年度)                       | -                            |                              |   |                                 |                    |  |   |                            |
| 廃棄物処理法輸出確認件数(件)  | 78<br>(H16年度)                       | -                            |                              |   |                                 |                    |  |   |                            |
| 廃棄物処理法輸入許可件数(件)  | 1<br>(H16年度)                        | -                            |                              |   |                                 |                    |  |   |                            |
| (下位目標4)          | 化学物質管理対策の強化等に的確に対応した廃棄物の適正な処理を確保する。 | -                            | -                            | -   |                                 |                    |  |   |                            |

| 施策名              |     | 達成すべき目標<br>(下位目標)     |   | 指標   | 実績値<br>(測定年度)   | 目標値<br>(目標年度)               | 達成状況             | 評価結果  |  |
|------------------|-----|-----------------------|---|--|---|-----------------------------|------------------|---|--|
| 6<br>廃棄物・リサイクル対策 | (6) | 浄化槽の整備によるし尿等の適正な処理の推進 | 河川や湖沼等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し、健全な水循環を確保する。                     |  | 浄化槽の整備率(%)  | 8.1<br>(H15年度)              | 11<br>(H19年度)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度末の汚水処理人口普及率に占める浄化槽による汚水処理人口普及率は8.1%となっており、前年度より上昇。</li> <li>浄化槽市町村整備推進事業を実施している市町村も41都道府県218市町村となり、取り組む市町村数が年々増加。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>汚水処理人口普及率の上昇、浄化槽市町村整備推進事業を実施している市町村数の増加に見られるよう、本施策による生活排水対策は有効。</li> <li>生活排水対策の遅れている中小市町村において、市町村が設置主体となる市町村設置型事業の一層の普及を図り、浄化槽の整備を促進することが課題。</li> </ul>  |
|                  |     |                       | (下位目標1)   | 浄化槽を整備促進する。  | 浄化槽市町村整備推進事業実施市町村数                                      | 218<br>(H17年度)              | -                |   |  |
| 7<br>化学物質対策      | (1) | 環境リスクの評価              | 化学物質による環境汚染の実態把握や内分泌かく乱作用が疑われている化学物質についての有害性評価を行い、体系的な環境リスク評価を推進する。 |  |   |                             |                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質審査規制法・化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)対象物質に関するデータのうち、必要性が高い物質を媒体別に153物質調査するとともに、前年度の調査対象物質の解析結果を公表(化学物質環境実態調査)。</li> <li>調査研究対象として、SPEED98でリストアップされた化学物質65物質について、平成16年度までに全ての物質の試験又は文献調査を実施。</li> <li>国際的連携として内分泌かく乱化学物質に関する国際シンポジウムを毎年開催。</li> <li>環境リスク評価については、PRTR法対象物質等のうち、平成16年度までに205物質について基礎情報を収集。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質の環境中の残留状況の把握、内分泌かく乱作用が疑われている物質についての有害性評価や環境リスク初期評価を計画的に推進し、着実な成果。</li> <li>化学物質の内分泌かく乱作用に関するスクリーニング・試験法の開発について一定の成果。</li> <li>環境リスク評価の成果は、環境基準の検討や更なる評価の計画などに活用。</li> <li>環境リスク評価については、目標値(平成16年度は220物質について環境リスク評価を予定)を達成できなかったため、その原因を精査し、今度ともリスク評価手法を改善しつつ初期評価を実施。</li> </ul> |
|                  |     |                       | (下位目標1)   | 有害性の高い化学物質の環境残留状況の把握及び環境リスクの評価・管理に資するため、環境モニタリング等を計画的に進める。                                 | 調査対象媒体別物質数<br>(行政需要としての調査目標値)                           | 153物質<br>(H16年度)<br>{301物質} | H17年度については6月頃決定  |   |  |
|                  |     |                       | (下位目標2)   | 「環境ホルモン戦略計画98(SPEED98)」に基づき、平成16年度までに内分泌かく乱作用についての有害性評価を行うとともに、OECD(経済協力開発機構)の試験法の開発に協力する。 | SPEED98の評価対象物質のうち有害性評価に着手した物質数<br>(有害性評価に一定の結論が得られた物質数) | 65物質<br>(55物質)<br>(H16年度)   | 65物質<br>(H16年度)  |   |  |
|                  |     |                       | (下位目標3)   | PRTR対象物質等のうち、平成13年度から16年度までに220物質を目標として基礎情報を収集し、環境リスク評価を進める。                               | 情報収集対象物質数   | 205物質<br>(H16年度)            | 220物質<br>(H16年度) |   |  |

| 施策名         |   | 達成すべき目標<br>(下位目標)                       | 指標   | 実績値<br>(測定年度)   | 目標値<br>(目標年度)               | 達成状況    | 評価結果  |                    |                  |
|-------------|---|---|--|---|-----------------------------|---------|---|--------------------|------------------|
| 7<br>化学物質対策 | (2)   | 環境リスクの管理                                | ダイオキシン類及び農薬を含む化学物質による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。 |   | -                           | -       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイオキシン類については排出削減目標を達成。</li> <li>・環境基準達成率、一日摂取量の目標達成状況は概ね良好。</li> <li>・農薬については、法に基づく規制等を着実に実施し、生態系保全を視野に入れた水産動植物に係る改正登録保留基準の平成17年4月の施行に向けた具体的な検討を行うなど、目標の達成に向けて着実に推進。</li> <li>・工業用化学物質については、平成16年度に施行された改正化審法により生態系保全を視野に入れた対策が可能となり、法に基づく審査等を着実に実施するといった目標の達成に向けて、制度の整備の面で大きな前進。</li> <li>・環境リスクの管理全体としても、目標に対する達成状況は概ね良好と評価。</li> </ul> |                    |                  |
|             |   |   | (下位目標1)  | ダイオキシン類について排出総量を平成14年度末までに平成9年比約9割削減、維持する。環境基準の達成率を100%にする。また、一日摂取量を耐容一日摂取量以下に維持する。 | ダイオキシン類排出総量削減率<br>(H9年比)(%) |         |   | 95<br>(H15年度)      | 約90<br>(H14年度末)  |
|             |   |   |  |   | ダイオキシン類に係る環境基準達成率(%)        | 大気      |   | 99.9<br>(H15年度)    | 100<br>(可及的速やかに) |
|             |   |   |  |   |                             | 公共用水域水質 |   | 97.6<br>(H15年度)    |                  |
|             |   |   |  |   |                             | 公共用水域底質 |   | 99.5<br>(H15年度)    |                  |
|             |   |   |  |   |                             | 地下水質    |   | 100<br>(H15年度)     |                  |
|             |   |   |  |   |                             | 土壌      |   | 99.9<br>(H15年度)    |                  |
|             |   |   |  |   | 対策着手率 底質(%)                 | -       |   | 100<br>(汚染発覚後速やかに) |                  |
|             |   |   | 対策完了率 底質(%)  | -   | 100                         |         |   |                    |                  |
|             |   |   | 1人当たりの一日摂取量<br>(pg-TEQ/kg/日)                       | 1.36<br>(H15年度)   | 4                           |         |   |                    |                  |
| (下位目標2)     | 新たな水産動植物に係る登録保留基準を速やかに設定する。                                     | 新たな水産動植物に係る登録保留基準の設定農薬数                 | -  | 100%<br>(H19年度末)  |                             |         |   |                    |                  |
| (下位目標3)     | 化学物質審査規制法に基づき、新規化学物質の動植物への影響の観点も含めた審査を行うとともに、既存化学物質の点検を計画的に進める。 | 既存化学物質及び既審査新規化学物質について、生態影響試験を実施する数(物質数) | 38<br>(H16年度)                                      | 130<br>(H20年度)  |                             |         |   |                    |                  |

| 施策名                 |     | 達成すべき目標<br>(下位目標)       | 指標   | 実績値<br>(測定年度)  | 目標値<br>(目標年度)   | 達成状況  | 評価結果   |                        |
|---------------------|-----|-------------------------|--|--|---|---|--|------------------------|
| 7<br>化学<br>物質<br>対策 | (3) | リスクコミュニ<br>ケーション<br>の推進 | PRTR データの集計・公表及びその有効利用を図るとともに、化学物質に関するリスクコミュニケーションに資する情報の整備、人材育成・活用による対話の促進や場の提供を行う。 | -  | -   | -   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 17 年 3 月に PRTR データの第 3 回の集計・公表。</li> <li>・化学物質ファクトシート等、リスクコミュニケーションに資する情報を整備し、化学物質アドバイザーを育成・登録して、派遣を開始。</li> <li>・市民・産業・行政等の代表からなる「化学物質と環境円卓会議」を定期的開催。</li> </ul> |                        |
|                     |     |                         | (下位目標 1)   | PRTRデータの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほか、環境リスクの管理やリスクコミュニケーションなどに幅広く活用する。   | 市民ガイドブックの作成及び普及・PRTR データの集計等及び公表  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民ガイドブックの作成及び普及(第 2 回公表分)</li> <li>・PRTR データの集計等及び公表等(第 3 回)</li> </ul> (H16 年度)                        |  | 毎年 1 回<br>公表<br>(終期なし) |
|                     |     |                         |  | 個別事業所データの開示  | 第 3 回 PRTR データの公表日以降、その開示請求を開始し、随時対応  | 随時  |  |                        |
|                     |     |                         | (下位目標 2)   | 化学物質に関するリスクコミュニケーションに資する情報の整備(化学物質ファクトシート等)、人材(化学物質アドバイザー)の育成・活用による対話の推進を行うとともに、化学物質に関する対話の場として、市民、産業、行政等の代表からなる「化学物質と環境円卓会議」を定期的開催する。 | 化学物質ファクトシートの作成(物質)等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに約 50 物質について作成、すでに作成済みの約 50 物質の情報を更新</li> <li>・新たに、身近なところから排出される PRTR 対象物質の手引きを作成</li> </ul> (H16 年度) |  | 354 物質<br>(H21 年度)     |
|                     |     |                         |  | 化学物質アドバイザーの登録者数(人)及び派遣回数(人回)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録者数 25 人(追加なし)</li> <li>・派遣回数 延べ 42 人回</li> </ul> (H16 年度) | 派遣要求の増加等需要に応じて 50 人まで拡充(終期なし)   |  |                        |
|                     |     |                         |  | 「化学物質と環境円卓会議」開催回数(回)   | 4<br>(H16 年度)   | 当面定期的開催(終期なし)   |  |                        |

| 施策名                 |     |                      | 達成すべき目標<br>(下位目標)   | 指標  | 実績値<br>(測定年度)                | 目標値<br>(目標年度)   | 達成状況  | 評価結果   |
|---------------------|-----|----------------------|---|---|------------------------------|---|---|--|
| 7<br>化学<br>物質<br>対策 | (4) | 国際協調<br>による取組<br>の推進 | 化学物質による地球規模の環境汚染を防止するため、化学物質関係の各条約に関連する国内施策の推進及び国際機関等との連携協力を図る。                       | -   | -                            | -   | ・POPs条約*は平成16年5月17日に発効。条約に基づく国内実施計画の策定作業を進めた。<br>・PIC条約**については、平成16年2月24日に発効。我が国は平成16年6月15日に締結し、関係省庁が連携して条約を着実に実施。<br>・化学品の分類及び表示に関する世界調査システム(GHS)については、平成15年7月の国連の勧告に従い、その導入に向けた検討を開始し、平成16年4月には、関係省庁と連携して国連勧告の仮訳を公表。<br>・OECDの化学品関連の会合及びIFCCS等化学物質政策に関する会合にも適宜参加。 | ・国際協調による取組は目標に向けて着実に進んでいる。<br>・今後は、他の地域と比較して遅れがちなアジア太平洋地域におけるPOPsの削減等に積極的に貢献していくことが必要。<br>・アジア・太平洋諸国も巻き込みながらPOPs条約の実施による効果の検証のためのモニタリングを長期継続的に実施することが必要。<br>・PIC条約に基づく国内対応を引き続き実施。<br>・目標年次(平成18年)までにGHSを我が国に導入。 |
|                     |     |                      | (下位目標1)   | 化学物質関係の各条約(POPs条約、PIC条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECDなどが進める化学物質対策との連携及びアジア太平洋地域における国際協力を強化する。 | POPs条約に基づく国内実施計画の策定          | -   | 条約発効後2年以内<br>(H18年5月16日まで)  |  |
|                     |     |                      | 化学物質関係の各条約(POPs条約、PIC条約)に関連する国内施策の推進を図り、必要に応じて我が国がリーダーシップを発揮してアジア太平洋地域が連携・協力した対応を進める。 | POPs条約を踏まえたPOPsモニタリングの実施  | -                            | 毎年度継続   |   |  |
|                     |     |                      | 我が国へのGHSの導入を進める。<br>OECDなど国際機関等が進める化学物質対策との連携を強化する。                                   | PIC条約の締結(年度)  | -                            | 条約締結<br>(H16年度の早い時期)<br>(H15年度中の条約発効)   |   |  |
|                     |     |                      | 我が国へのGHSの導入   | -   | H20年度完全実施<br>(APEC諸国はH18年目標) | *POPs条約:残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約<br>**PIC条約:国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続きに関するロッテルダム条約 |   |  |
|                     |     |                      | OECD等との連携強化   | -   | 必要に応じ適宜対応<br>(会合への参加含む)      |   |   |  |

| 施策名 |        | 達成すべき目標<br>(下位目標) | 指標 | 実績値<br>(測定年度) | 目標値<br>(目標年度) | 達成状況   | 評価結果  |
|-----|--------|-------------------|----|---------------|---------------|--|---|
| 7   | 化学物質対策 | (5) 国内における毒ガス弾等対策 |    |               |               | <p>・今後の毒ガス対策に関する基礎資料を得るため、昭和48年「旧毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査を行った。</p> <p>・その結果を受け、情報の確実性、地域の特定性の点から事案をA～Dに分類し、陸域114事案及び水域29事案に関して政府としての今後の対応方針が決定された。</p> <p>・茨城県神栖町の事案については、A井戸の南東90m地点において高濃度ジフェニルアルシニン酸に汚染されたコンクリートのような塊を発見。これがこの地点の汚染源であると特定。ジフェニルアルシニン酸に曝露したと認められる者に対して健康診査を行うとともに、発症のメカニズム、治療法等を含めた症候や病態の解明について検討。</p> <p>・A分類のうち残りの3事案については、環境調査を実施。</p> <p>・B、C分類事案については、追加的な情報収集に着手し、10事案について土壌等の環境調査が必要とされた。</p> | <p>・フォローアップ調査の取りまとめにより、全国の毒ガス弾等に関する状況についての情報を把握し、具体的な施策に着手。</p> <p>・茨城県神栖町の事案については、汚染源を特定し、健康診査を行うとともに、症候や病態の解明のための調査研究を実施。</p> <p>・以上、各分類に応じた対応など、概ね目標に向けた第1ステップは達成。</p> |

| 施策名                  |     | 達成すべき目標<br>(下位目標)   |  | 指標   | 実績値<br>(測定年度) | 目標値<br>(目標年度)    | 達成状況                      | 評価結果  |                  |
|----------------------|-----|---------------------|--|--|---------------|------------------|---------------------------|---|------------------|
| 8 自然環境保全と自然とのふれあいの推進 | (1) | 生物多様性の確保に係る施策の総合的推進 | 新・生物多様性国家戦略に示された施策を総合的かつ計画的に実施し、「自然と共生する社会」の実現を図る。               |  | -             | -                | -                         | ・新・生物多様性国家戦略を踏まえ、生物多様性の保全と持続可能な利用に係る施策を各分野において適切に実施。<br>・「新・生物多様性国家戦略」の基本的方向、施策の方針に沿って、生物多様性の保全と持続可能な利用に係る具体的な施策が推進され、目標達成に向け進展。  |                  |
|                      |     |                     | (下位目標1)  | 新・生物多様性国家戦略を踏まえ、自然環境保全の各分野に生物多様性保全の観点より強く組み込む。       |               | -                | -                         |   | -                |
|                      |     |                     | (下位目標2)  | 自然環境保全のための政策の策定に必要な情報を収集・整備する。                       |               | モニタリングサイト設置数(箇所) | 406<br>(H16年度)<br>[事前調査中] |   | 1,000<br>(H19年度) |
|                      |     |                     | (下位目標3)  | 開発途上国に対する支援等により国際的な生物多様性の保全を図る。                      |               | -                | -                         |   | -                |
|                      | (2) | 自然環境の保全             | 原生的な自然及び優れた自然を保全するとともに、里地里山などの二次的な自然環境や干潟などの湿地についても、その特性に応じ保全する。 |  | -             | -                | -                         | ・自然環境保全法や自然公園法等に基づく施策の立案・実施等を通じて、原生的な自然及び優れた自然の保全を図った。<br>・里地里山などの二次的自然について、里地里山の保全再生に向けたモデル事業を開始。<br>・身近な自然を確保するピオトープ整備事業に対し、補助を実施。<br>・干潟・藻場等の湿地について、基礎的情報の収集・整備を実施。<br>・平成16年1月に世界自然遺産の新たな候補地として推薦した「知床」について、17年7月に開催される第29回世界遺産委員会において登録される見込みとなった。 |                  |
|                      |     |                     | (下位目標1)  | 国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・国立公園を適切に保全管理する。              |               | -                | -                         |   | -                |
|                      |     |                     | (下位目標2)  | 世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全管理を実施する。                        |               | -                | -                         |   | -                |
|                      |     |                     | (下位目標3)  | 国立公園の適正な保全管理のため、国立公園計画の点検を行う。                        |               | 国立公園計画の点検実施済地域数  | 35<br>(H16年度)             |   | 57<br>(H19年度)    |
|                      |     |                     | (下位目標4)  | 里地里山の保全と持続的な利用の推進及び生物の生息空間(ピオトープ)の確保とそのネットワーク化を推進する。 |               | -                | -                         |   | -                |
|                      |     |                     | (下位目標5)  | 湿地、藻場、干潟、サンゴ礁等の重要な生態系を保全する。                          |               | -                | -                         |   | -                |



| 施策名   |  | 達成すべき目標<br>(下位目標) | 指標   | 実績値<br>(測定年度)   | 目標値<br>(目標年度)             | 達成状況          | 評価結果  |  |
|---|--|-------------------|--|---|---------------------------|---------------|---|--|
| 8<br>自然<br>環境<br>保全<br>と<br>自然<br>との<br>ふれ<br>あい<br>の<br>推<br>進 | (3)  | 自然環境の<br>再生       | 生物多様性保全の観点から望ましい自然環境を積極的に確保するため、関係省庁と連携し、関係自治体や専門家、NPO等の参画を得て、失われた自然を積極的に再生する。   | (参考指標)<br>環境省の事業(調査含)実施地区数  | 21<br>(H16年度)             | -             | ・環境省直轄又は補助金により、自然再生事業(調査を含む)を全国21カ所で実施。<br>・自然再生推進法の運用を推進することにより、全国で法に基づく自然再生協議会が、新たに平成16年度は9カ所で設置された。  | ・自然再生推進法の運用と自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られ、政府が取り組むべき重要課題である「自然と共生する社会の実現」を着実に推進。                   |
|   | (4)  | 野生生物の<br>保護管理     | 希少野生動植物については、生息状況等の調査を実施し、現状把握を行うとともに、その保護増殖を通じて種の保存を図る。また、野生鳥獣の適正な保護管理と狩猟の適正化により、野生鳥獣と人との共生を図る。さらに、遺伝子組換え生物及び外来生物による我が国の生物多様性への影響を防止する。 | -   | -                         | -             | ・希少野生動植物については、生息状況等の調査による現状把握を行うとともに、種の保存法に基づき、11種の国内希少野生動植物種を指定、13種の保護増殖事業計画を策定。<br>・鳥獣の保護管理については、特定鳥獣保護管理計画制度を推進。<br>・遺伝子組換え生物については、カルタヘナ議定書の国内担保法「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」を整備し、施行。<br>・外来生物については、外来生物法を整備し、37種類の特定外来生物の選定等を行い、施行。 | ・国指定鳥獣保護区の新規指定、生息地等保護区の新規指定、保護増殖事業計画の新規策定などの施策を推進。<br>・外来生物による被害防止のための法整備などの仕組みづくりについて大きく進捗。 |
|   |  |                   | (下位目標1)  | レッドリスト等に記載されている希少野生動植物について、その生息状況等の情報の収集に努め、レッドデータブックの改訂に反映するとともに、必要性の高い種についてモニタリングを行う。 | -                         | -             | -   |  |
|   |  |                   | (下位目標2)  | 希少野生動植物の指定、捕獲・譲渡し等の規制、生息地等保護区の指定と管理、保護増殖事業及び種の保全に係る調査研究を推進する。                           | -                         | -             | -   |  |
|   |  |                   | (下位目標3)  | 鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、あわせて、猟具の使用に係る危険を予防する。              | (参考指標)<br>国指定鳥獣保護区箇所数(箇所) | 60<br>(H16年度) | -   |  |
| (下位目標4)   | 生態系等に悪影響を及ぼす外来生物への対策に必要な法整備を進める。また、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の的確な運用により遺伝子組換え生物による生物多様性への悪影響の防止を図る。 | -                 | -  | -   |                           |               |   |  |

| 施策名   |                     | 達成すべき目標<br>(下位目標)  | 指標  | 実績値<br>(測定年度)   | 目標値<br>(目標年度)             | 達成状況  | 評価結果  |
|---|---------------------|--|---|---|---------------------------|---|---|
| 8 自然環境保全と自然とのふれあいの推進  | (5) 動物の愛護及び管理       | 動物の愛護と適正な管理を通じた人と動物との共生を図るため、国民の意識の向上を図るとともに、自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進する。  | -   | -   | -                         | ・都道府県等と連携を図りながら、普及啓発資料の配付や動物愛護週間行事を実施する等、動物愛護管理の普及啓発を実施。<br>・自治体職員に対する講習会の実施。<br>・モデル事業の実施等により、地域における動物の適正飼養のための体制作りを推進。  | ・普及啓発や各種事業の実施等により、動物の愛護と適正な飼養を推進。<br>・人と動物との共生を図るためには、動物の飼養保管基準・指針等の見直し等、動物の愛護管理に関する取組の強化が必要。<br>・一層の普及啓発を図るとともに、官民連携して動物の愛護管理に取り組むことが重要。   |
|   |                     | (下位目標1) 動物の愛護と適正な管理について広く理解と関心を得るため、効果的な普及啓発資料を作成し、都道府県等と連携して啓発事業を検討及び実施する。  | (参考指標)<br>国、都道府県、政令指定都市、中核市における動物愛護週間行事の実施状況(%)   | 96<br>(H16年度)   | -                         |   |   |
|   |                     | (下位目標2) 都道府県等と連携して、家庭動物の終生飼養を推進するためのモデル事業を実施する。また、動物販売業者など動物取扱業者の実態把握に努めるとともに、動物販売業者用説明マニュアルを作成し、都道府県等による動物愛護及び管理の取組への支援を行い、動物の適正飼養を推進する。  | 都道府県による犬猫の引取数   | 集計中<br>(H16年度)  | 減少傾向を維持                   |   |   |
|   |                     | (下位目標3) 改正法施行後の動物愛護管理に関する各種取組状況及び実態について、調査検討を実施するとともに、動物愛護管理法に基づき定められた展示動物の飼養保管基準の見直しを行う。  | -   | -   | -                         |   |   |
|   | (6) 自然とのふれあいの推進     | 自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて、自然への理解を深め、自然を大切にすることを育成する。  | -   | -   | -                         | ・人材育成や活動プログラムの開発等による自然とのふれあい活動のサポート。<br>・エコツーリズム推進会議で取りまとめた方策を推進。<br>・自然ふれあい行事開催やインターネットによる情報提供など自然とふれあう機会や情報の提供。<br>・利用拠点における駐車場の整備等、公園利用の活性化を図る事業等による自然とのふれあいの場の整備。<br>・温泉法の適正な運用等による温泉の保護と適正利用の促進。<br>・温泉利用者への情報提供の充実のため、温泉法施行規則を改正。 | ・自然とのふれあい活動のサポート、自然とのふれあうための機会や情報の提供、自然とのふれあいの場の整備、及び温泉の保護と適正利用の推進の実施により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに対応。<br>・自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にすることを育成。<br>・温泉法施行規則を改正し、温泉利用施設における掲示項目を追加したことにより、温泉の適正利用を推進。 |
|   |                     | (下位目標1) 自然公園指導員やパークボランティアの活動の質の向上、及び自然公園のビジターセンター等での自然解説活動を行う者の質の向上を図る。また、自然ふれあい体験学習活動の先進地である田貴湖ふれあい自然塾等で、モデル的な体験プログラムの開発、実践を進め、情報発信等を実施する。  | -   | -   | -                         |   |   |
|   |                     | (下位目標2) 自然に親しむ運動等により、自然とのふれあいの推進を都道府県等に広く呼びかけるとともに、観察会等を実施する。また、ホームページ(インターネット自然研究所)などにより、自然とのふれあい施設、各種行事等の自然情報を提供。これらの充実にも努め、自然とのふれあいの機会の提供を図る。<br>また、エコツーリズムを普及するために全国のエコツアー総合情報をインターネットで紹介し、認知率及び参加率の向上を促進する。 | エコツアー総覧の登録件数(件)<br><br>(参考指標)<br>子どもパークレンジャー参加者数(人)<br><br>インターネット自然研究所(ホームページ)アクセス数(件) | 651<br>(H17年3月期)<br><br>834<br>(H16年度)<br><br>1,163,618<br>(H17年1月) | 1,000<br>(H18年度)<br><br>- |   |   |
|   |                     | (下位目標3) 国立・国定公園等の自然公園における優れた自然や山里等身近な自然の中で、国民が自然に学び、自然を体験する、自然との豊かなふれあいの場づくりを推進する。   | (参考指標)<br>自然公園等利用者数(千人)   | 916,716<br>(H15年)   | -                         |   |   |
| (下位目標4) 温泉法の適正な運用に努めるとともに、温泉の保護及び効率的利用等に関する調査や、ふれあい・やすらぎ温泉地整備事業を実施する。 | 国民保養温泉地年度延宿泊利用人員(人) | 15,320,428<br>(H15年度)  | -   |   |                           |   |   |

| 施策名          |     | 達成すべき目標<br>(下位目標)      | 指標  | 実績値<br>(測定年度) | 目標値<br>(目標年度) | 達成状況 | 評価結果  |  |
|--------------|-----|------------------------|---|---------------|---------------|------|---|--|
| 9 国際的取組に係る施策 | (1) | 地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保 | 環境関係の広い分野で我が国の国際的な地位と能力に照らして十分な貢献を行う。   | -             | -             | -    | ・国際会議等への積極的な参画を通じ、国際協調や国際的な環境政策の推進に寄与。<br>・二国間の政策対話などを通じて、環境保全に対する共通認識の形成を図る。               | ・国連、OECD、エコアジア、G8等の国際会議の場で積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与。  |
|              |     |                        | (下位目標1) 貿易と環境の相互支持性を強化する。<br>(*注 相互支持性: 環境に対する貿易のマイナスの影響を最小にしプラスの効果を最大にするため、また、環境政策の要請と自由貿易の要請が衝突する場合に必要な調整を図るために環境政策と貿易政策を相互に支え合うもの) | -             | -             | -    | ・森林の保全及び砂漠化対策については、対策手法についての調査・検討を踏まえ、国際会議等での議論に貢献。   | ・森林保全や砂漠化対策、南極地域の環境保全等についても、国際的な環境政策の推進に寄与。  |
|              |     |                        | (下位目標2) 持続可能な森林経営の基準・指標に関する取組を推進し、国連森林フォーラム、生物多様性条約の森林の生物多様性保全等の国際的取組へ積極的に貢献する。   | -             | -             | -    | ・南極の保全について、南極環境保護議定書及び南極環境保護法を着実に施行。  | ・アジア太平洋地域における科学的能力の向上、科学的ツール及び政策オプションの開発の点で着実な成果。  |
|              |     |                        | (下位目標3) 人間活動と砂漠化の相互影響、幅広い主体の参加による社会経済的視点を含めた総合的な砂漠化対策等について調査・検討し、砂漠化対処条約に基づく国際的取組へ積極的に貢献する。   | -             | -             | -    | ・新たな南極特別保護地区の設定等を行うため、南極保護法施行規則を改正し、南極地域の環境保全に関する国際的枠組みの遵守を推進。                              | ・海外広報を質、量ともに充実させ、我が国の持続可能な開発に向けた取組状況を、海外に向けて発信することが必要。   |
|              |     |                        | (下位目標4) 「環境保護に関する南極条約議定書」及び国内担保法の着実な施行等を図り、環境影響評価、動植物相の保護、廃棄物の処分及び管理、海洋汚染の防止、保護区域における活動の制限などによる南極地域の環境保全を推進する。                        | -             | -             | -    | ・「持続可能な開発に向けた途上国の研究能力開発・向上プログラム」及び「アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト」を推進し、途上国の科学的能力の向上、政策形成・実施に対して貢献。 |  |
|              |     |                        | (下位目標5) アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)を活用し、アジア太平洋地域において、科学的側面から環境保全政策形成能力の向上を図る。   | -             | -             | -    |   |  |
|              |     |                        | (下位目標6) アジア太平洋地域の研究機関と共同で、アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト(APEIS)を推進し、統合的環境モニタリング、環境・経済統合モデルの構築、革新的な環境戦略オプションの提供等を通じて環境管理政策の形成を支援する。           | -             | -             | -    |   |  |
|              |     |                        | (下位目標7) IPCC(気候変動に関する政府間パネル)、IGES(地球環境戦略研究機関)のような国際機関等が進める地球環境保全に資する取組を支援することにより、国際的な貢献と連携の確保を図る。                                     | -             | -             | -    |   |  |
|              | (2) | 開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力  | 開発途上地域の環境と開発の統合に向けた自助努力を支援するとともに、各種の環境保全に関する国際協力を積極的に推進する。  | -             | -             | -    | ・日中韓三国環境大臣会合等を開催し、具体的な環境協力プロジェクトの推進に積極的に貢献。   | ・開発途上地域の環境保全については着実に進展しているものの、同地域の環境問題は依然として深刻であり、技術面・資金面について、我が国等先進国への協力要請は強い。そのため、開発途上地域への国際協力が課題。 |
|              |     |                        | (下位目標1) 開発途上地域の環境の保全へ協力する。  | -             | -             | -    | ・開発途上国支援等に係る「国際環境協力のあり方(中環審答申)」の見直しを推進。   |  |
|              |     |                        | (下位目標2) 地方公共団体又は民間団体等による活動を推進する。  | -             | -             | -    | ・アジア太平洋地域を中心として、持続可能な開発に向けた取組を支援。   |  |
|              |     |                        | (下位目標3) 国際協力の実施にあたっての環境配慮を行う。   | -             | -             | -    |   |  |
|              |     |                        | (下位目標4) 国際協力の円滑な実施のための国内基盤を整備する。  | -             | -             | -    |   |  |

各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策

| 施策名            | 達成すべき目標<br>(下位目標)                             |   | 指標                                      | 実績値<br>(測定年度)                  | 目標値<br>(目標年度)      | 達成状況  | 評価結果  |
|----------------|---|---|---|--------------------------------|--------------------|---|---|
| 1 環境基本計画の効果的実施 | 環境基本計画を効果的に実施するための基盤整備を進める。                   |   | -                                       | -                              | -                  | ・環境配慮の方針を策定済みの府省の数が、前年度の11から15に増加するなど、政府活動における環境配慮の織り込みが進む。<br>・環境白書の普及啓発、環境保全経費の見積もり方針の調整及び取りまとめの効果的な実施、統計データの充実、目標設定の検討を実施。<br>・平成17年2月に中央環境審議会に対して環境基本計画の見直しを諮問。 | ・環境配慮の方針の策定の必要性について、関係府省間で共通認識が得られた結果、導入済みの府省数が前年度の11から15に増加し、着実な成果を上げている。<br>・平成17年度を目標としている次期環境基本計画の策定に向け、中央環境審議会における審議を充実させることが重要。   |
|                | (下位目標1)                                       | あらゆる主体における環境配慮の推進。  | (参考指標)<br>環境基本計画の認識率(%)                 | 12(国民)<br>68(事業者)<br>(H15年度)   | -                  |   |   |
|                |   |   | (参考指標)<br>環境白書の発行部数(部)及びインターネットへのアクセス件数 | 18,000部<br>268,768件<br>(H16年度) | -                  |   |   |
|                | (下位目標2)                                       | 環境基本計画の見直しに向けた検討を進める。   | -                                       | -                              | -                  |   |   |
| 2 環境教育・環境学習の推進 | 国民、事業者、民間団体など各主体の環境への関心や理解を深め、環境に配慮した行動を促進する。 |   | -                                       | -                              | -                  | ・子どもエコクラブの会員や環境カウンセラーの人数は着実に増加しており、学習機会の提供、人材育成の基盤の整備を推進。<br>・文部科学省と連携して環境教育に係る施策を実施。<br>・インターネット等のメディアを使った情報提供を推進。   | ・子どもエコクラブの会員数が増加し、機会の提供を進められた。<br>・環境教育指導者研修を全国5箇所で行い、環境教育の基盤整備を進めることができた。<br>・環境教育の現場と指導者のマッチングが如等により、指導者が十分に活用されていないことが課題。<br>・子どもエコクラブをさらに推進し、活動機会の提供を進めるほか、環境保全活動・環境教育推進法の円滑な施行を図り、環境教育の基盤整備のさらなる充実が課題。 |
|                | (下位目標1)                                       | 環境教育・環境学習の人材を育成、確保、活用するため、環境カウンセラーなどの人材登録システムの充実等の施策を進める。<br>また、学校教員や地域の活動実践リーダーを対象に、環境に関する基本的知識の習得や体験学習を重視した研修会を実施する。<br>さらに環境保全に関する指導者を育成・認定する民間の事業を登録する制度を、平成16年10月までに関係省と連携して構築し、適切に運用する。 | 環境カウンセラー登録者数(人)                         | 3,900<br>(H16年度)               | 5,500<br>(H18年度)   |   |   |
|                | (下位目標2)                                       | 国・地方自治体・事業者がその職員等に対して行う環境教育のためのプログラムの整備を図る。   | -                                       | -                              | -                  |   |   |
|                | (下位目標3)                                       | 都道府県・政令指定都市に対して、環境省の施策や全国の地方公共団体が行う施策について情報を提供する。<br>また、環境教育・環境学習に関する総合的データベースを整備し、広く国民に対して情報を提供する(平成16年度から運用開始)。   | -                                       | -                              | -                  |   |   |
|                | (下位目標4)                                       | 環境教育・環境学習に関する場や機会の拡大を図るため、子どもエコクラブ等の各種の学習機会を提供する施策を進める。   | 子どもエコクラブ会員数(人)                          | 83,156<br>(H16年度)              | 110,000<br>(H18年度) |   |   |
|                | (下位目標5)                                       | 地方公共団体において、各主体の連携の下、モデル事業を実施し、全国への普及を図る。  | -                                       | -                              | -                  |   |   |
|                | (下位目標6)                                       | 国際的な視点からも環境教育に取り組む必要があるため、日中韓3か国環境教育ネットワーク(TEEN)等において環境教育に関する情報交換・交流等を図る。   | -                                       | -                              | -                  |   |   |

| 施策名             | 達成すべき目標<br>(下位目標)                                   |  | 指標                   | 実績値<br>(測定年度)         | 目標値<br>(目標年度)     | 達成状況   | 評価結果  |
|-----------------|---|--|----------------------|-----------------------|-------------------|--|---|
| 3 環境パートナーシップの形成 | NPO、企業等の各主体間のネットワークの構築や情報の交換により、環境パートナーシップの形成を促進する。 |  | -                    | -                     | -                 | <p>・地球環境パートナーシッププラザは、平成 8 年度の開設以来、パートナーシップの促進、NPO 支援、環境情報の提供・普及をその事業の柱として実施。</p> <p>・支援拠点の設置や、NPO 等との協働での事業実施、市民参画型の政策立案過程の導入など、NPO や企業、市民とパートナーシップ・協働での取組は着実に広がる。</p> <p>・タウンミーティングの開催等により国民との直接対話による政策等に関する情報提供、意見交換を実施。</p> | <p>・環境保全活動に取り組む様々な主体に対し、様々な支援を行うとともに、NPO、企業、行政等との意見交換会や勉強会などを行った結果、パートナーシップでの取組の推進について経験が重ねられ、一定の成果。</p> <p>・地方公共団体において NPO や市民との協働での取組は進んできているが、行政の側で協働での取組の調整を担当する職員が不慣れ。</p> <p>・いくつかの地域で地方環境パートナーシップオフィスが設置されているが、全国的ネットワークの形成には至らず。</p> <p>・企業、NPO、市民とのパートナーシップでの取組の必要性が高まっているが、これまでプラザでは十分展開できていない。</p> <p>・NPO 等からの優れた政策提言を政策に反映していくための手法として環境政策提言、プロセスを実施し、優秀提言については実現のための予備的調査や実証調査を行うなど、提言を真摯に受け止め、その実現を図る動きが環境政策の側に出てきている。</p> <p>・タウンミーティングや MOE メール等に多数の国民が参加することにより、環境省の政策に関する国民への説明、国民との直接対話の推進が図られている。</p> <p>・寄せられた意見・要望に対して、双方向性を持たせることが必要。</p> |
|                 | (下位目標 1)  | 地球環境パートナーシッププラザ及び環境パートナーシップオフィスを活用した各主体間の交流ネットワークの構築による取組の促進や、NPO 等からの政策への提案を施策に反映する仕組みを構築する等、民間団体等が行う環境保全活動を支援する。 | ホームページアクセス件数(件)      | 226 万<br>(H16 年度)     | 300 万<br>(H18 年度) |  |   |
|                 |   |  | 環境らしんばん登録団体数(団体)     | 632<br>(H16 年度)       | 2,000<br>(H18 年度) |  |   |
|                 |   |  | メールマガジンの配信人数(人)      | 2,506<br>(H16 年度)     | 3,000<br>(H18 年度) |  |   |
|                 | (下位目標 2)  | 国民との直接対話による政策等に関する情報提供、意見交換等により政策の企画段階での参加を促進し、国民との直接対話を通じた政策の企画、立案、実施を図る。   | タウンミーティングの開催回数及び参加者数 | 2 回 703 人<br>(H15 年度) | -                 |  |   |
|                 |   |  | MOEメールの件数(件)         | 34,962<br>(H15 年度)    | -                 |  |   |



| 施策名                 |          | 達成すべき目標<br>(下位目標)  |  | 指標   |                            | 実績値<br>(測定年度)    | 目標値<br>(目標年度)     | 達成状況             | 評価結果  |   |   |
|---------------------|----------|--|--|--|----------------------------|------------------|-------------------|------------------|---|---|---|
| 4<br>環境と経済の統合に向けた取組 | (1)      | 経済活動による環境配慮の徹底   | 経済的手法や、事業者が自主的に環境配慮を行う仕組み等を通じて、経済活動における環境配慮の徹底を図る。 |  | -                          |                  | -                 | -                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・税制優遇措置や税・課徴金等の経済的な負担を課す措置の導入を検討。</li> <li>・平成 17 年度税制改正において環境関連の税制優遇措置を盛り込む。</li> <li>・事業者の自主的・積極的な環境への取組を支援するためのツールとして「環境会計ガイドライン 2005 年版」、「エコアクション 21 (2004 年版)」等を取りまとめ、「環境配慮促進法」が平成 16 年 5 月 26 日に成立したことを踏まえ、平成 17 年 4 月 1 日の施行に向けて、環境報告書が義務付けられる公的法人を定める政令を制定し、環境報告書に最低限記載すべき事項を定めた「環境報告書の記載事項等」を告示。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・税の優遇措置を通じて環境配慮を徹底。</li> <li>・環境税について、各方面において国民的議論の進展を図ることができた。</li> <li>・環境報告書、環境会計やエコアクション 21 (環境活動評価プログラム) に取り組む事業者数の着実な増加に見られるように、事業者の自主的な環境への取組は着実に進展。</li> <li>・環境税については、京都議定書目標達成計画案を踏まえ、真摯かつ早急に総合的な検討を進めることが必要。</li> <li>・民間の事業者の取組を一層促進することが必要。</li> </ul>  |   |
|                     |          |  | (下位目標 1)   | 税制優遇措置又は税・課徴金等の経済的な負担を課す措置の導入を検討し、適切にそれらの措置を講じていく。<br>また、各分野の補助金による環境への影響についての調査検討を行い、引き続き、環境負荷の減少に資するように努める。      |                            | -                |                   | -                |   |   | - |
|                     |          |  | (下位目標 2)   | 環境マネジメントシステム、環境報告書等の企業が自ら行う活動の把握、公表等の取組を通じ、環境保全に自主的・積極的に取り組む企業が高く評価される社会システムが構築され、環境への負荷の高い企業の事業活動が自主的に低減されることを図る。 | 環境報告書公表企業 (%)              | 上場企業             | 38.7<br>(H15 年度)  | 約 50<br>(H22 年度) |   |   |   |
|                     |          |  |  |  | 非上場企業                      | 17.0<br>(H15 年度) | 約 30<br>(H22 年度)  |                  |   |   |   |
|                     | (下位目標 2) | 環境マネジメントシステム、環境報告書等の企業が自ら行う活動の把握、公表等の取組を通じ、環境保全に自主的・積極的に取り組む企業が高く評価される社会システムが構築され、環境への負荷の高い企業の事業活動が自主的に低減されることを図る。 | 環境会計実施企業 (%)                                       | 上場企業   | 31.8<br>(H15 年度)           | 約 50<br>(H22 年度) |                   |                  |   |   |   |
|                     |          |  | 非上場企業  | 17.2<br>(H15 年度)   | 約 30<br>(H22 年度)           |                  |                   |                  |   |   |   |
|                     | (2)      | 環境保全型産業活動の促進   | 環境に配慮した製品・サービスや環境保全に貢献する事業活動を促進する。                 |  | -                          |                  | -                 | -                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 15 年度においては、グリーン購入法の対象となる公的機関全てが調達方針を作成し、これに基づいた調達を実施。</li> <li>・特定調達品目の追加・見直しを行い、グリーン購入法の基本方針を一部変更。</li> <li>・グリーン購入推進のための地域ネットワーク設立支援。</li> <li>・消費者による環境配慮型製品の選択を促すため、グリーン購入セミナーを開催。</li> <li>・「環境ラベル等データベース」における情報量の拡充。</li> <li>・消費者に個々の製品やサービスの環境負荷を定量情報として提供するデータベースを構築。</li> <li>・産業界トップと環境大臣との懇談会を開催し、環境と経済の統合に向けた基本的考え方、具体的施策について意見交換。</li> <li>・環境ビジネスに関する基礎調査として実施している市場規模及び雇用規模の推計調査に関してより適切な推計方法を検討。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的機関による環境物品等の調達の対象となる製品の範囲及び実施機関数の拡大が図られ、グリーン調達の対象となる予算規模は拡大、市場に対して与えるインセンティブも拡大中。</li> <li>・環境物品等の需要の拡大に呼応して、環境物品等の情報提供システムへの掲載申請件数も増加傾向。</li> <li>・各種情報提供体制の充実により、各主体による環境配慮型製品等に関する情報の共有化が推進。</li> <li>・商品や投資先の選定に当たって環境に配慮する消費者や投資家が増加。</li> <li>・環境ビジネスの供給側及び需要側の双方において環境ビジネスへの関心が高まっており、環境ビジネス進展のための環境整備が進んだ。</li> <li>・以上、目標達成に向けて進展があったところであるが、さらなる取組の推進が課題。</li> </ul> |   |
|                     |          |  | (下位目標 1)   | 環境ビジネスの市場規模及び雇用規模を平成 9 年比でそれぞれ 2 倍にする。   |                            | 環境ビジネスの市場規模 (兆円) | 約 30<br>(H12 年度)  | 約 50<br>(H22 年度) |   |   |   |
|                     |          |  | (下位目標 2)   | より幅広い分野・品目でグリーン購入を推進するため、特定調達品目を適宜追加していくとともに、すべての地方公共団体においてグリーン購入が組織的に取り込まれることを目指す。また、民間におけるグリーン購入の取組の一層の拡大を目指す。   | 環境ビジネスの雇用規模 (万人)           | 約 77<br>(H12 年度) | 約 140<br>(H22 年度) |                  |   |   |   |
|                     |          |  |  |  | 地方公共団体、企業におけるグリーン購入実施率 (%) | 地方公共団体           | 集計中<br>(H16 年度)   | 100<br>(H22 年度)  |   |   |   |
| 上場企業                |          |  |  |  |                            | 集計中<br>(H16 年度)  | 約 50<br>(H22 年度)  |                  |   |   |   |
| 非上場企業               |          |  | 集計中<br>(H16 年度)                                    | 約 30<br>(H22 年度)   |                            |                  |                   |                  |   |   |   |

| 施策名                                   |     | 達成すべき目標<br>(下位目標)           | 指標   | 実績値<br>(測定年度)                                   | 目標値<br>(目標年度)                             | 達成状況          | 評価結果  |   |
|---------------------------------------|-----|-----------------------------|--|---|---|---------------|---|---|
| 5<br>環境<br>ア<br>セ<br>ス<br>メ<br>ン<br>ト | (1) | 環境影響<br>評価制度の運<br>営及び<br>充実 | 環境影響評価制度の充実と適正な審査を通じて、環境影響評価対象事業において環境保全上の適切な配慮を確保すること。                            | (参考指標) 環境影響評価法による手続開始案件数(うち当初から法による手続開始案件数)(累積) | 152<br>(102)<br>(H16年度)                   | -             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価法に基づき手続を開始したものは152件(うち手続完了80件)あり、うち手続当初から同法に基づき手続を開始したものは102件(うち手続完了35件)。</li> <li>・環境影響評価対象事業については、環境大臣意見を踏まえた、事業者における環境影響評価書の補正により、環境保全への適切な配慮を確保。</li> <li>・生態系の定量的評価手法等環境影響評価を行うための技術的手法が未確立のものがある。</li> <li>・開発された技術手法、環境保全措置に関する技術情報、過去の評価書等が、関係主体に十分に活用されているとは言い難く、情報の充実が必要。</li> <li>・スコーピングの活用、関係主体間のコミュニケーション、事業評価やレビューについての理解等はまだまだ不十分。</li> <li>・事後評価等についての理解、及びこれらに基づく対策技術等の評価結果の情報提供が十分とは言えない。</li> </ul> |   |
|                                       |     |                             | (下位目標1)  | 必要な事業について事業者によって適切な手法により環境影響評価が行われ、事業に反映されること。  | -   | -             |   | - |
|                                       |     |                             | (下位目標2)  | 予測の不確実性が補われ、得られた情報が事業に反映されること。                  | -   | -             |   | - |
|                                       |     |                             | (下位目標3)  | 国民に環境影響評価制度が理解され、適正な意見が提出され、適切に事業に反映されること。      | -   | -             |   | - |
|                                       |     |                             | (下位目標4)  | 国及び地方公共団体によって適切な審査が行われ、適切に事業に反映されること。           | (参考指標)<br>環境影響評価法施行以降、環境大臣意見を述べた案件数(累積)   | 81<br>(H16年度) |   | - |
|                                       |     |                             | (下位目標5)  | 環境影響評価制度全体が適切に運営され、効率的に環境影響評価制度の効果が発揮されること。     | -   | -             |   | - |
|                                       | (2) | 戦略的環境ア<br>セスメントの<br>推進      | 国や地方公共団体の施策の策定等に当たって、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画(上位計画)、及び政策について、環境保全上の適切な配慮を確保すること。 |   |   |               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いくつかの個別事業分野における上位計画策定に当たって、環境保全上の適切な配慮を確保するためのシステムに関する考え方・手法が示された。</li> <li>・東京都、埼玉県等において、上位計画等に係る環境影響評価に関する条例や要綱が制定されるとともに、いくつかの上位計画に対しては、実際に環境影響評価が実施。</li> </ul>   |   |
|                                       |     |                             | (下位目標1)  | 国の行政機関によって、上位計画、政策について環境保全上の適切な配慮が行われること。       | -   | -             |   | - |
|                                       |     |                             | (下位目標2)  | 地方公共団体によって、上位計画、政策について環境保全上の適切な配慮が行われること。       | (参考指標)<br>地方公共団体における上位計画等に係る環境影響評価に関する制度数 | 4<br>(H16年度)  |   | - |
|                                       |     |                             | (下位目標3)  | 事業者によって、上位計画について環境保全上の適切な配慮が行われること。             | -   | -             |   | - |

| 施策名                        | 達成すべき目標<br>(下位目標)                           |  | 指標                               | 実績値<br>(測定年度)    | 目標値<br>(目標年度)                        | 達成状況   | 評価結果   |
|----------------------------|---|--|----------------------------------|------------------|--------------------------------------|--|--|
| 6 環境に配慮した地域づくりの支援          | 地域に対する取組支援と地域間の連帯を進め、環境に配慮した地域づくりの全国的展開を図る。 |  | -                                | -                | -                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画の理念のもと、地方公共団体が環境に配慮した地域づくりを行えるよう、財政、ノウハウ及び情報提供等多面的な支援事業を実施。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域環境総合計画策定支援システム(知恵の環)は、平成15年度には全面リニューアルのために、一定期間運用を停止したため、アクセス数が減少したが、平成16年度には年間平均1日あたり約1,800件と平成14年並のアクセスとなり、一定のニーズを満たしている。</li> <li>・環境と経済の好循環のまちモデル事業については、未だ全国10箇所で行われているだけであり、対象地域数を拡充し、効果を高める必要あり。</li> </ul>   |
|                            | (下位目標1)                                     | 全国の地方公共団体が、環境に配慮した地域づくりに向けた取組を進める。   | 地域環境総合計画策定数(団体)                  | 678<br>(H16年度)   | -                                    |  |  |
|                            | (下位目標2)                                     | 地方公共団体向けの情報提供について、その内容の質的・量的充実を図る。   | 地域環境行政支援システム(知恵の環)のアクセス数(件/日)    | 1,829<br>(H16年度) | 2,000<br>(H18年度)                     |  |  |
|                            | (下位目標3)                                     | 二酸化炭素排出量の削減等を通じた環境保全と、雇用の創出等による地域経済活性化を同時に実現し、環境保全をバネにしたまちおこしのモデルを創ることを目的として、環境と経済の好循環のまちモデル事業を実施する。 | (参考指標)<br>環境と経済の好循環のまちモデル事業実施地域数 | 10<br>(H16年度)    | -                                    |  |  |
| 7 試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 | 環境研究及び環境技術開発を促進するための基盤整備を行うとともに、その振興を図る。    |  | -                                | -                | -                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争的資金等を活用し、環境行政の重要課題に沿った調査研究・技術開発を効率的・効果的に推進。</li> <li>・その成果は、環境行政の重要課題の促進、民間の環境保全活動に活用。</li> <li>・地球環境研究総合推進費を活用し、様々な分野における調査研究を実施。</li> <li>・衛星・航空機・船舶等を活用した温室効果ガスの広域モニタリングに関する基盤を整備。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・科学技術関係経費の平成17年度の前算額は292億円であり、同年度の政府全体の科学技術関係経費の約1%にとどまっている。</li> <li>・環境分野の重要性に鑑みると、一層の増額を図り、環境分野における科学技術の推進を図ることが課題。</li> <li>・「環境技術実証モデル事業」については、着実に実証手法が確立されてきているほか、フォローアップ調査においても実証済みの技術の普及促進等が報告されている。</li> <li>・環境技術開発等推進費及び公害防止等試験研究費については、平成15年度に終了した18課題について、当初の目的を概ね達成。</li> <li>・地球環境研究総合推進費による研究では、今後IPCC第4次評価報告書の作成に向けた貢献を期待。</li> <li>・地球環境研究総合推進費では、地球環境モニタリング戦略の策定、衛星等による温室効果ガスモニタリングシステムの構築を目指し、進展。</li> <li>・「微生物によるバイオレメディエーション利用指針」を策定。</li> </ul> |
|                            | (下位目標1)                                     | 環境分野における競争的資金を拡充する。  | 競争的資金の予算額(百万円)                   | 6,614<br>(H16年度) | 5,700<br>(H17年度末)                    |  |  |
|                            | (下位目標2)                                     | 独立行政法人国立環境研究所に係る中期目標を達成する。   | 独立行政法人評価委員会の業務実績の評価              | A<br>(H15年度)     | B以上<br>(H17年度終了時)                    |  |  |
|                            | (下位目標3)                                     | ナノテクノロジーを活用した環境技術を開発する。  | 技術数                              | 5<br>(H16年度)     | モニタリング、多角的評価、除去膜の3技術を実用化<br>(H19年度末) |  |  |
|                            | (下位目標4)                                     | 環境技術の環境保全効果等を第三者が客観的に実証する手法・体制の確立を図る。  | 技術分野数                            | 6<br>(H16年度)     | 7技術分野について技術実証の手法・体制の確立<br>(H19年度末)   |  |  |
|                            | (下位目標5)                                     | 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書における我が国の研究者の引用貢献度を、同第3次評価報告書に比べ大幅に増加させる。                                 | 引用貢献度                            | 1倍<br>(H13年度)    | 第3次報告書の1.5倍<br>(H19年度)               |  |  |
|                            | (下位目標6)                                     | 衛星により、オゾン層及びオゾン層破壊物質、全球の温室効果ガスの監視・観測を実施する。   | -                                | -                | -                                    |  |  |
|                            | (下位目標7)                                     | 地球温暖化対策の基礎となる監視・観測の充実を図るため、航空機・船舶等によるガスモニタリングシステムの構築を目指す。  | -                                | -                | -                                    |  |  |



| 施策名                 |     | 達成すべき目標<br>(下位目標)   |  | 指標                    | 実績値<br>(測定年度)     | 目標値<br>(目標年度) | 達成状況   | 評価結果   |
|---------------------|-----|---|--|-----------------------|-------------------|---------------|--|--|
| 8 公害防止計画の推進         |     | 公害の著しい地域等を解消する。   |  | 公害防止計画策定地域数*          | 33 地域<br>(H16 年度) | -             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 15 年度に公害防止計画が終了した 5 地域については、平成 16 年度以降も継続するため、地域数の増減はなし。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 16 年度未現在、306 市区町村が公害防止計画地域として指定されており、都市生活型公害の問題が存在することから、引き続き施策の推進が必要。</li> <li>・公害防止計画策定地域は、制度創設来延べ 51 地域で策定されたが、同計画に基づいて各種の公害防止施策が総合的・計画的に講じられた結果、平成 16 年度未現在、33 地域にまで減少した。</li> </ul>  |
|                     |     | (下位目標 1)  | 公害防止計画の推進により、公害防止計画策定地域を構成する市区町村数を減少させる。   | 公害防止計画策定地域を構成する市区町村数* | 306<br>(H16 年度)   | 減少傾向を維持する     |  |  |
| 9<br>環境<br>保健<br>対策 | (1) | 公害に係る健康被害について、迅速かつ公正な救済及び防止を図る。                                       |  | -                     | -                 | -             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公健法による被認定者への公正な補償給付等を実施。</li> <li>・同法による健康被害予防事業の推進。</li> <li>・環境汚染による健康影響の継続的監視及び調査研究を着実に実施。</li> <li>・平成 17 年度から実施予定の幹線道路沿道における疫学調査に備え、大気汚染物質の個人曝露量把握のための調査手法の開発を実施。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害に係る健康被害について、迅速かつ公正な救済及び未然防止を図った。</li> <li>・約 5 万 3 千人の公健法による被認定者に対し、公正な補償給付等の実施を確保。</li> <li>・健康予防事業を適切かつ円滑に実施。</li> <li>・環境汚染による健康影響の継続的監視及び調査研究を着実に実施。</li> <li>・平成 17 年度から実施予定の幹線道路沿道における疫学調査に向けて、着実に準備を進めた。</li> </ul>   |
|                     |     | (下位目標 1)  | 「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づき、認定患者への公正な補償給付等の実施を確保する。  | -                     | -                 | -             |  |  |
|                     |     | (下位目標 2)  | 公健法による健康被害予防事業の推進に加え、地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係について継続的な監視及び調査研究を行う。また、局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究を推進する。 | -                     | -                 | -             |  |  |
|                     | (2) | 水俣病総合対策について、平成 7 年の閣議了解等に基づき確実に実行する。また、水俣病に関する国際協力及び総合的研究について、着実に進める。 |  | -                     | -                 | -             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 7 年の閣議了解等に基づき、水俣病総合対策、地域再生・振興などを着実に実施。</li> <li>・平成 18 年に水俣病公式確認から 50 年という節目を迎えるに当たり、平成 7 年の政治解決や平成 16 年 10 月の水俣病関西訴訟最高裁判決を踏まえ、平成 17 年 4 月 7 日に「今後の水俣病対策について」を発表。</li> <li>・上記の「水俣病対策について」に基づき 6 月 1 日から関西訴訟等の判決確定原告に対する医療費等の支給を開始。</li> <li>・水俣病に関する総合的な研究について、医学的研究や臨床・疫学研究を行うなど着実に実施。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者の高齢化を踏まえた水俣病総合対策の改善、及び地域再生・融和の着実な実施が課題。</li> <li>・普及啓発セミナーの開催を通して、国内外の水銀汚染問題の防止に向け貢献。</li> <li>・平成 18 年に水俣病公式確認から 50 年という節目の年を迎え、すべての水俣病被害者の方々が地域社会の中で安心して暮らしていけるよう、地方公共団体等と協力し「今後の水俣病対策について」に挙げた施策を着実に実施することが必要。</li> <li>・近年 UNEP(国連環境計画)を中心として種々の水銀汚染による影響究明等の取組が進みつつあり、こうした国際社会の課題に対しても積極的に対応する必要。</li> </ul> |
|                     |     | (下位目標 1)  | 平成 7 年の水俣病問題解決に当たっての閣議了解等を踏まえ、水俣病総合対策、地域再生・振興などを着実に実行する。                                   | -                     | -                 | -             |  |  |
|                     |     | (下位目標 2)  | 水俣病の経験を国内外に情報発信し、世界各地で顕在化している水銀汚染問題について、我が国の経験と技術を活かした国際協力を進める。                            | -                     | -                 | -             |  |  |

\*注:公害防止計画は、現に公害が著しい地域等において、環境大臣の策定指示により関係都道府県知事が作成し、環境大臣により同意される計画で、公害防止計画地域数は、その計画の対象地域数、公害防止計画策定市区町村数は、その計画の対象市区町村数。

| 施策名                            |         | 達成すべき目標<br>(下位目標)  | 指標   | 実績値<br>(測定年度)         | 目標値<br>(目標年度)      | 達成状況   | 評価結果   |
|--------------------------------|---------|--|--|-----------------------|--------------------|--|--|
| 9<br>環境<br>保健<br>対策            | (3)     | 環境保健に関する調査研究の推進  |  |                       |                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スギ花粉症の発症、悪化への大気汚染物質の関与について、動物実験や疫学調査等の調査研究を推進し、平成16年度は、動物実験について最終的な取りまとめ。</li> <li>・平成14年度に全面改定を行った花粉症保健指導マニュアルについては、ホームページ上で随時更新。</li> <li>・花粉飛散開始前・終息前に時期予測等を発表し、国民へ情報提供。</li> <li>・本態性多様な化学物質過敏状態(いわゆる化学物質過敏症)を生じさせると言われている化学物質による健康影響の実態について、これまでの調査研究結果を取りまとめ。</li> <li>・電磁界による健康影響等の諸問題については、環境を通じた超低周波電磁界の個人暴露量把握に関する調査研究や文献調査を推進。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民的な関心事となっている環境保健問題である花粉症と一般環境中の大気汚染物質との関連、本態性多様な化学物質過敏状態(いわゆる化学物質過敏症)、一般環境中での電磁界暴露等の諸問題について、調査研究を推進する。</li> </ul>   |
|                                |         | 環境情報の体系的整備・提供や「e-Japan重点計画」に基づく申請・届出等手続のオンライン化(電子化)により電子政府の実現を図るとともに、地方も含めた環境情報の受発信の強化、環境政策関係者に対する研修等を通じた環境政策の基盤整備を図る。 |  |                       |                    |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境情報の体系的整備・提供については、ホームページの提供データ量とアクセス数とも増加し、着実に進展。</li> <li>・オンライン利用の促進のため、環境省電子申請・届出システムの利用時間を365日24時間とし、申請者の利便を図った。</li> <li>・外部事務所ネットワーク回線の増強、電子起案システム等の機能強化等により、業務の効率性が向上。</li> <li>・環境省内部組織に関する訓令改正・制定により、事務範囲の明確化、事務所業務により、効果的・効率的な遂行が可能となった。</li> </ul> |
| 10<br>環境情報の整備・提供と<br>環境政策の基盤整備 | (下位目標1) | 環境情報を体系的に整備するとともに、環境保全施策の科学的・総合的な推進と国民ニーズに対応した環境情報(環境の情報、環境への負荷等)の分かりやすい提供を図る。   | 環境省ホームページアクセス件数  | 117百万件<br>(H16年度)     | 1億<br>(H17年度)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境情報の体系的整備・提供については、ホームページの提供データ量とアクセス数とも増加し、着実に進展。</li> <li>・オンライン利用の促進のため、環境省電子申請・届出システムの利用時間を365日24時間とし、申請者の利便を図った。</li> <li>・外部事務所ネットワーク回線の増強、電子起案システム等の機能強化等により、業務の効率性が向上。</li> <li>・環境省内部組織に関する訓令改正・制定により、事務範囲の明確化、事務所業務により、効果的・効率的な遂行が可能となった。</li> </ul>   |  |
|                                |         |  | 環境省ホームページで提供しているファイル数(情報数)                             | 18万ファイル<br>(H16年度)    | 18万ファイル<br>(H17年度) |  |  |
|                                |         |  | 環境省ホームページで提供している情報量                                    | 11,833MB<br>(H16年度)   | -                  |  |  |
|                                |         |  | オンライン化手続数  | 整理中<br>(H16年度)        | -                  |  |  |
|                                |         |  | オンラインによる申請・届出件数  | 26件<br>(H16年度)        | -                  |  |  |
|                                |         |  | 「e-Japan重点計画」に基づき、申請・届出等手続のオンライン化(電子化)を実施し、電子政府の実現を図る。 | 下位目標1と同様の指標、目標値を掲げている |                    |  |  |
| (下位目標2)                        |         |  |  |                       |                    |  |  |
| (下位目標3)                        |         | 新たなニーズに対応した研修コースの見直し等を実施し、効率的な研修の実施に努める。   |  |                       |                    |  |  |